

## 第2章 循環を基調とする地域社会の構築

### 第1節 大気環境の保全

#### 第1項 大気環境保全対策の推進

##### 1 大気汚染の概況

###### (1) 環境基準

**環境基準**は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたものである。

大気汚染に係る環境基準は、昭和44年2月に硫黄酸化物に係る環境基準が設定されたのをはじめとして、昭和45年2月に一酸化炭素、昭和47年1月に浮遊粒子状物質に係る環境基準が設定された。

昭和48年5月には、硫黄酸化物の環境基準が二酸化硫黄に係る環境基準に改定され、二酸化窒素及び光化学オキシダントに係る環境基準が設定された。その後、二酸化窒素については、昭和53年7月に環境基準の改定が行われた。

平成に入ってから、平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質、平成11年12月にダイオキシン類、平成13年4月にジクロロメタン、平成21年9月に微小粒子状物質について、環境基準が定められた。

平成23年3月現在、大気汚染に係る環境基準は、資料編表大気1のとおりである。

###### (2) 固定発生源対策

###### ア 大気汚染防止法による規制

大気汚染防止法は、工場及び事業場の事業活動に伴って発生する**ばい煙**、**粉じん**及び**揮発性有機化合物（VOC）**に係る排出基準を定めている。ばい煙、粉じん及び揮発性有機化合物（VOC）に係る規制の概要は、次のとおりである。

###### (ア) ばい煙に係る規制

ばい煙発生施設は、大気汚染防止法施行令により、ボイラーや加熱炉など施設の種類毎に一定の規模要件が定められており、平成22年度末現在で、ボイラー等の32種類となっている。

ばい煙発生施設の設置者に対しては、施設の設置等の届出の義務及びばい煙に係る排出基準の遵守が課せられている。

###### a 硫黄酸化物

**硫黄酸化物**の排出基準は、施設ごとにその排出口（煙突）の高さに応じて許容排出量を定める**K値**規制方式がとられており、硫黄酸化物の環境基準の達成を目標として段階的に強化されてきた。本県のK値は、資料編表大気2のとおり推移してきている。

###### b ばいじん

**ばいじん**の排出基準は、ばい煙発生施設から排出されるばいじんの濃度について、施設の種類及び規模ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

この基準は、昭和46年6月に設定され、昭和57年6月にエネルギー情勢の変化や浮遊粒子状物質対策の推進を図るために改定・強化され、新たに標準酸素ガス濃度によりばいじん濃度を補正する方式が導入された。

###### c 窒素酸化物

**窒素酸化物**の排出規制は、昭和48年8月の大型のばい煙発生施設を対象とする第1次規制に始まり、昭和50年12月の対象施設の規制強化を内容とする第2次規制、昭和52年6月の対象施設の拡大及び基準強化を内容とする第3次規制、昭和54年8月のほとんどすべての施設を対象にした第4次規制、昭和58年9月の石炭等固体燃焼ボイラーの基準強化を内容とする第5次規制まで、段階的に強化・改定がなされてきた。現在では、ほとんどすべてのばい煙発生施設について、施設の種類及び規模ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

###### d その他の有害物質

カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素、ふっ

化けい素、鉛及びその化合物について、施設の種類ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

(イ) 粉じんに係る規制

石綿等による大気汚染を防止するため、平成元年12月に改正が行われ、粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を特定粉じんとし、それ以外の粉じんを一般粉じんとすることとなった。

a 特定粉じん

現在、特定粉じんとして定められている物質は、石綿のみである。特定粉じんを発生する施設が特定粉じん発生施設であり、その規制基準は全国一律に、工場又は事業場の敷地境界における大気中の石綿の濃度が1リットルにつき10本となっている。

b 一般粉じん

一般粉じん発生施設には、一定規模以上の堆積場、ベルトコンベア等5種類が定められている。一般粉じんに係る規制は、施設の種類ごとに防じん装置や散水設備の設置、建築物内設置や薬剤散布等を定めた設備管理基準となっている。

(ウ) 揮発性有機化合物(VOC)に係る規制

揮発性有機化合物(VOC)の排出規制は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントによる大気汚染の状況を改善するために、平成16年5月に導入された。

なお、VOC排出削減にあたっては、法規制と事業者の自主的取組を組み合わせ(ベスト・ミックス)、効果的な削減を行っていくという仕組みがとられている。

a 揮発性有機化合物(VOC)

VOCの排出基準は、VOC排出施設から排出されるVOCの濃度について、施設の種類ごとに全国一律の排出基準が設定されている。

VOC排出施設の設置者に対しては、施設の設置等の届出の義務及びVOCに係る排出基準の遵守が課せられている。なお、平成22年3月末までは、既存のVOC排出施設については排出基準の適用が猶予されていたが、平成22年4月からは既存の施設を含めて排

出基準が適用されることとなった。

(エ) ばい煙発生施設等の届出

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設の設置者は、施設の設置等について知事に届出を行う義務が課されている。なお、中核市である大分市内の工場・事業場については、大分市長に届け出ることになっている。

平成22年度末におけるばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、揮発性有機化合物排出施設の届出状況は、表1-1a(1)の(1)～(3)のとおりであり、特定粉じん発生施設については、届出がない。

表1-1a(1) ばい煙発生施設数 (平成22年度末)

令別表第1の項番号	ばい煙発生施設の種類	施設数(大分市含む)	大分県内の施設数(大分市を除く)	大分市内の施設数
1	ボイラー	1,074	751	323
2	ガス発生炉	2	0	2
3	焙焼炉、焼結炉	6	0	6
4	溶鉱炉、転炉	5	0	5
5	溶解炉	13	8	5
6	金属加熱炉	24	12	12
7	石油加熱炉	52	0	52
8	触媒再生塔	1	0	1
8-2	燃焼炉	1	0	1
9	焼成炉	36	34	2
10	反応炉、直火炉	2	0	2
11	乾燥炉	82	49	33
12	電気炉	1	1	0
13	廃棄物焼却炉	63	38	25
14	精錬用焙焼炉等	12	0	12
19	塩素反応施設等	4	0	4
21	複合肥料等製造	1	0	1
28	コークス炉	5	0	5
29	ガスタービン	14	10	4
30	ディーゼル機関	109	68	41
施設数合計		1,507	971	536
届出工場、事業場数合計		550	379	171

備考：電気事業法に係るばい煙発生施設を除く

表1-1a(2) 一般粉じん発生施設数(平成22年度末)

令別表第2の項番号	一般粉じん発生施設の種類	施設数(大分市含む)	大分県内の施設数(大分市を除く)	大分市への届出数
1	コークス炉	5	0	5
2	堆積場	192	70	122
3	ベルトコンベア	1,341	536	805
4	破砕機・摩砕機	261	183	78
5	ふるい	203	59	144
施設数合計		2,002	848	1,154
届出工場、事業場数合計		114	73	41

表 1-1a(3) 揮発性有機化合物排出施設数  
(平成 22 年度末)

施行令 別表第 一の二 の	揮発性有機化合物 排出の種類	施設数 (大分市含む)	大分県内 の施設数 (大分市を除く)	大分市内 の施設数
1	化学製品製造 用乾燥施設	2	0	2
2	塗装施設	9	9	0
3	塗装の用に供 する乾燥施設	7	7	0
9	貯蔵タンク	9	0	9
施設数合計		27	16	11
届出工場、事業場数合計		6	3	3

イ 生活環境の保全等に関する条例による規制

平成12年12月に施行された大分県生活環境の保全等に関する条例では、大気汚染防止法が施設の種類や規模に応じた濃度規制であるのに対し、規制対象工場等の排ガス量の規模に応じて窒素酸化物及びばいじんの総量を規制する方式をとっている。

また、炭化水素系物質としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについて、排煙特定物質としてカドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物について排出口における排出量規制を行っている。

ウ 公害防止協定等による指導

本県においては、最新の技術を採用して極力排出量の削減を図るよう指導しており、特に排出量の大きい主要企業については、県と立地している自治体との3者間で公害防止協定を締結して、その徹底を図っている。

現在、締結している公害防止協定のうち、大気関係の主な内容は、資料編 表 大気3のとおりである。

なお、大分地域については、昭和48年から昭和50年にかけて実施した風洞実験を主体とする拡散シミュレーションを基礎にして、硫黄酸化物の排出許容総量を定め、これに基づき昭和52年5月に主要企業に対して総量の割当てを行い、昭和53年4月から指導を実施している。

エ 公害パトロール

工場・事業場における排出基準の遵守状況、届出履行状況、ばい煙量等の測定の実施状況等を調査し、企業に対する大気汚染防止対策の徹底を図るため、公害パトロールを実施している。

(3) 自動車排出ガス対策

自動車排ガスの規制は、昭和41年9月の一酸化炭素の濃度規制に始まり、その後昭和43年の大気汚染防止法の制定により、炭化水素、窒素酸化物等が規制項目に加えられるなど、逐次規制の強化が図られてきた。なお、これらの規制は、中央環境審議会の答申に基づき定められる道路運送車両法の「保安基準」により行われている。現在では、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ディーゼル黒煙について、規制が実施されている。

国の自動車排出ガス専門委員会が報告した「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」を受け、中央環境審議会の答申（中間答申平成8年10月～第五次答申平成14年4月）により、ガソリン・LPG自動車及びディーゼル自動車に対して規制が強化されている。

その後、第六次答申（平成15年6月）において、新しい特殊自動車の排出ガス目標値の設定等を行い、第七次答申（平成15年7月）において排出ガスの硫黄分の低減等の新たな燃料品質項目の目標値の設定を行った。そして、第八次答申（平成17年4月）においてディーゼル自動車についてPMやNOxを約60%削減する2009年目標値等を設定し、さらに、第九次答申（平成20年1月）では、ディーゼル特殊自動車についてPM、NOx、非メタン炭化水素及び一酸化炭素の2011年及び2014年目標値等の設定を行っている。第十次答申（平成22年7月）では、ディーゼル重量車のNOxに係る許容限度目標値を0.4g/kWhとする今後のディーゼル重量車の新たな排出ガス許容限度目標値等を設定し、E10対応ガソリン車の排出ガス及び燃料蒸発ガスのVOC低減対策のためのE10の燃料規格を設定するよう答申がなされた。

また、本県では、路線バスから排出される黒煙対策のため、路線バスに装着するDPF装置について、平成16～17年度にその一部を助成するなど、ディーゼル車の黒煙対策を実施した。

なお、大気汚染防止法に基づき、知事及び政令市の長は、道路周辺の環境濃度の測定を行い、そのレベルが一定の限度を超えた場合、県公安委員会に対し交通規制等の要請を行うとともに、必要に応じ、道路管理者等に対して道路構造の改善等について意見を述べるができることとなっている。

(4) 大気環境監視の充実と緊急時の連携強化

ア 大気環境監視測定網の整備

大気環境の測定は、環境基準の適合状況の把握のほか、一時的な高濃度の出現等緊急時の把握や、規制効果の確認、各種開発に伴う事前調査など地域の特性に応じた大気汚染防止対策を講ずる上で不可欠である。このため、県では関係市町の協力を得ながら、逐次、大気汚染測定網の拡充に努めている。

イ 大気汚染常時監視テレメータシステム

大気汚染を常時監視し、緊急時等の事態に迅速に対応するためにはテレメータシステムが必要であり、本県においては環境監視及び発生源監視のテレメータシステムを整備している。

環境監視テレメータシステムは、当初、昭和47年1月に大分市7局及び旧佐賀関町1局の計8測定局の常時監視のために整備し、逐次、測定局の拡充を図ってきた。その後、61年度に大分市に市内の測定局を移管した。さらに平成17年1月1日に、大分市、佐賀関町及び野津原町が合併したことにより、旧佐賀関町における県測定局を大分市に移管した。平成19年度には、老朽化したテレメータシステムを更新し、より一層の迅速かつ正確な情報把握が可能となった。平成21年度末現在、県の8測定局についてテレメータシステムが整備されており、大分市の14測定局（一般環境大気測定局12局、自動車排出ガス測定局2局）は、大分市のシステムからデータの提供を受けている。

平成23年3月現在の県内の大気環境監視測定局設置状況は、資料編 図 大気4のとおりである。

一方、発生源監視テレメータシステムは、大分地域の主要企業を対象として硫黄酸化物、窒素酸化物の濃度や排出量を集中監視するシステムとして、昭和52年6月から運用を開始したが、平成19年度には大分市において同システムが設置されたため、県のシステムを廃止した。

2 大気汚染の現況

(1) 一般環境調査

ア 環境基準及びその評価

大気汚染の状況を環境基準に照らして評価することについて、**長期的評価と短期的評価**の2通りの方法が示されている。長期的評価は、1年間の大気汚染状況を長期的に監視したうえでなすべきであるとの観点から定められ、短期的評価は、監視を行った時間又は日につきリアルタイムで環境基準の達成状況を評価するために定められている。

(資料編 表 大気1)

イ 環境基準の達成状況

平成22年度は、県内8市1町の計26測定局（一般環境大気測定局24局、自動車排出ガス測定局2局）で大気汚染の常時監視を行った。このうち、一般環境大気測定局12局、自動車排ガス測定局2局については大分市が常時監視を行っている。

環境基準の達成状況等については、表 1-1b及び資料編 表 大気5に示すとおりである。

環境基準の評価は**光化学オキシダント**を除き、長期的評価で行うこととされており、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成したが、光化学オキシダントについては、20測定局すべてで環境基準を達成しなかった。

表 1-1b 環境基準の達成状況及び達成率

(全局平均)

区分	測定局数	有効測定局数	達成局数	達成率 (%)	H21全国達成率 (%)
一般環境大気測定局					
二酸化硫黄	24(12)	24(12)	24(12)	100	99.6
二酸化窒素	23(12)	23(12)	23(12)	100	100
浮遊粒子状物質	23(12)	23(12)	23(12)	100	98.8
光化学オキシダント	20(12)	20(12)	0(0)	0	0.1
一酸化炭素	1(1)	1(1)	1(1)	100	100
自動車排出ガス測定局					
二酸化窒素	2(2)	2(2)	2(2)	100	95.7
浮遊粒子状物質	2(2)	2(2)	2(2)	100	99.5
一酸化炭素	2(2)	2(2)	2(2)	100	100

※ ( ) 内の数字は大分市の測定局

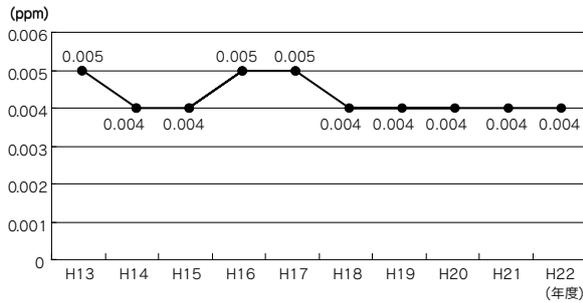
**a 二酸化硫黄**

二酸化硫黄は、主として、石油や石炭など化石燃料の燃焼に伴い、その中に含まれる硫黄分が酸化されることにより生じる無臭で刺激性のある気体で、気管支炎等の原因となる。

平成22年度における二酸化硫黄濃度の一般環境調査は、24測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化硫黄の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図1-1cのとおり、近年はほぼ横ばいの状況となっている。

**図 1-1c 二酸化硫黄の年平均値の経年変化 (24局平均)**



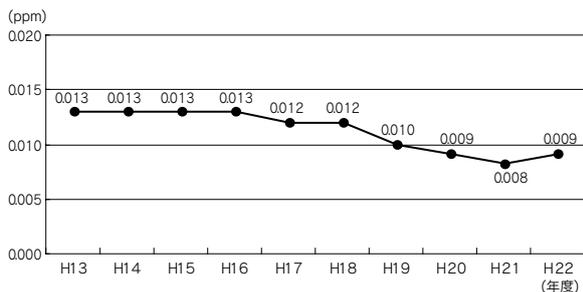
**b 二酸化窒素**

窒素酸化物は、一般に、物の燃焼に伴い、空気中の窒素や燃料中の窒素分が酸化されて生じ、光化学オキシダントの生成要因物質の一つでもある。窒素酸化物は、一酸化窒素と二酸化窒素の混合物で、特に、二酸化窒素は、気管支炎をはじめとする呼吸器系の障害を引き起こすことが知られている。

平成22年度における二酸化窒素濃度の一般環境調査は、23測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

また、二酸化窒素に係る大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図1-1dのとおり、近年は減少傾向にある。

**図 1-1d 二酸化窒素の年平均値の経年変化 (23局平均)**



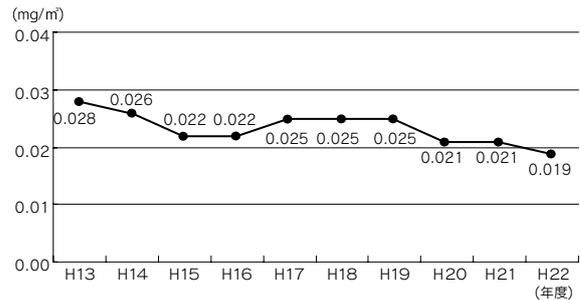
**c 浮遊粒子状物質**

大気中の浮遊粉じんは、石油や石炭の燃焼、土砂や鉱物などの破碎処理等の人為的要因のほか、風による土壌の巻き上げや、黄砂現象等の自然的要因によっても発生する。このうち、粒径10μm以下のものを浮遊粒子状物質といい、環境基準が定められている。これらの粒子は、沈降速度が小さいため、長期間にわたって大気中に滞留し、人の気道又は肺胞に沈着して呼吸器系に悪影響を及ぼす。

平成22年度における浮遊粒子状物質濃度の一般環境調査は、23測定局において実施した。評価対象となる有効測定局の全局が環境基準を達成した。

浮遊粒子状物質に係る大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図1-1eのとおりであり、近年は減少傾向にある。

**図 1-1e 浮遊粒子状物質に係る年平均値の経年変化 (23局平均)**



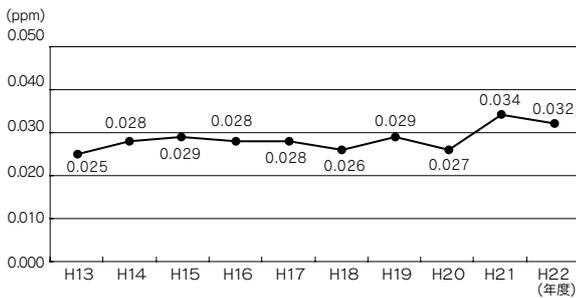
**d 光化学オキシダント**

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物と炭化水素類などが、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンを中心とする酸化性物質で、目や気道の粘膜を刺激して炎症を引き起こしたり、植物を枯死させたりする。

平成22年度における光化学オキシダント濃度の一般環境調査は、20測定局で実施した。評価対象となる有効測定局の全局で環境基準を達成しなかった。

また、光化学オキシダントに係る大気汚染状況の推移を見ると、図1-1fのとおり、過去10年間の昼間の年平均値の経年変化は、やや上昇傾向にある。

図 1-1f 光化学オキシダントに係る昼間の年平均値の経年変化 (20 局平均)



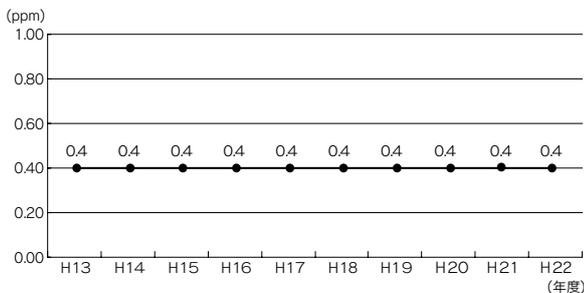
e 一酸化炭素

一酸化炭素は、燃料の不完全燃焼によって発生する無臭の有害な気体で、血液中のヘモグロビンと強く結合して酸素の供給を阻害し、めまい等を引き起こす。症状が重くなると、中枢神経が低酸素状態に陥り、回復不能の障害を受けることがある。

平成22年度における一酸化炭素濃度の一般環境調査は、大分市の三佐小学校において行った。年平均値は0.4ppmであり、環境基準を達成した。

また、一酸化炭素の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値の経年変化で見ると、図1-1gのとおり、近年は横ばいの状況となっている。

図 1-1g 一酸化炭素に係る年平均値の経年変化 (大分市三佐小学校)



f 炭化水素

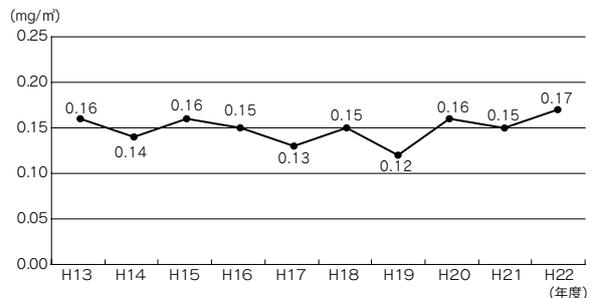
炭化水素は、石油系燃料の漏洩や自動車等の塗料、燃焼の未燃分として排出される。炭化水素は、反応性の低い物質であるメタンと、反応性に富む非メタン炭化水素に大別され、非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質の一つになる。非メタン炭化水素については、中央公害対策審議会により、大気中の濃度レベル指針（午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値として、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲）が示されている。この指針値は、非メタン炭化水素自体の

有害性について検討されたものではなく、光化学オキシダント生成の原因物質としての観点から定められたものである。

平成22年度における炭化水素濃度の一般環境調査は、大分市の敷戸小学校、三佐小学校、大在小学校の3測定局において行った。非メタン炭化水素の3時間値（午前6時から9時まで）の年平均値は、敷戸小学校で0.13ppmC、三佐小学校で0.23ppmC、大在小学校で0.15ppmCであった。

また、非メタン炭化水素の大気汚染状況の推移を過去10年間の年平均値（午前6時から9時）の経年変化で見ると、図1-1hのとおりほぼ横ばいの状況となっている。

図1-1h 非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値の経年変化 (3局平均)



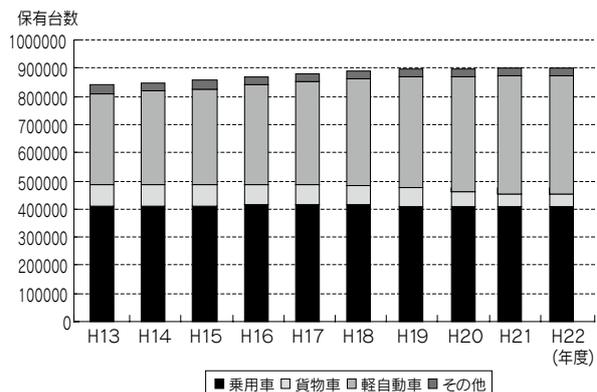
(2) 自動車排出ガスの現況

ア 自動車台数の現況

モータリゼーションの進展により、自動車に起因する大気汚染、騒音及び振動は、特に大都市や幹線道路の周辺地域において深刻な社会問題になっている。

本県においても、自動車保有台数は図1-1iのとおり推移しており、平成22年度末現在、乗用車約38万9千台、貨物車約6万3千台、軽自動車約41万1千台、その他の車両約3万台、合計約89万2千台となっている。

図1-1i 大分県の自動車保有台数経年推移



引用：国土交通省九州運輸局ホームページ

イ 自動車排出ガスに係る調査

自動車排出ガス中には、一酸化炭素、窒素酸化物、粒子状物質、炭化水素等の大気汚染物質が含まれている。県下における自動車排出ガスの監視測定については、県では、交通量が比較的多い主要交差点で移動測定車により定期的に調査を実施しており、平成22年度は別府市、佐伯市、津久見市、日出町で調査を行った。

なお、大分市は、中央測定局及び宮崎測定局の2地点で常時監視を行っている。

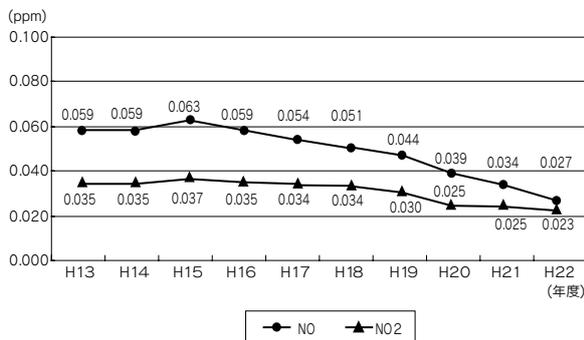
(ア) 常時監視測定結果

a 二酸化窒素

道路沿道における二酸化窒素濃度の1日平均値の98%値は、中央測定局で0.037ppm、宮崎測定局で0.035ppmであり、環境基準を達成している。

窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）に係る大気汚染の状況の推移を過去10年間の年間値の経年変化で見ると、図1-1jのとおりいずれも近年は減少傾向にある。

図 1-1j 窒素酸化物の年平均値の経年変化



b 一酸化炭素

道路沿道における一酸化炭素濃度の1日平均値の2%除外値は、中央測定局で0.8ppm、宮崎測定局で0.9ppmであり、環境基準を達成している。

一酸化炭素の大気汚染の状況の推移を、過去10年間の年平均値の経年変化で見ると図1-1kのとおり、減少傾向にある。

図 1-1k 一酸化炭素の年平均値の経年変化

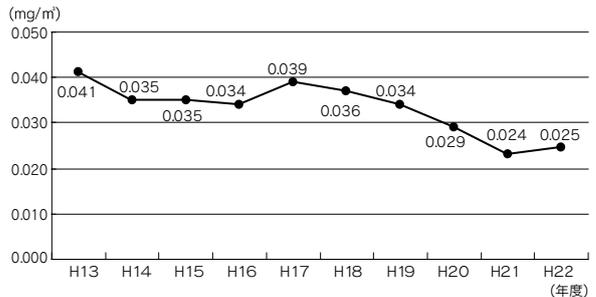


c 浮遊粒子状物質

道路沿道における浮遊粒子状物質濃度の1日平均値の2%除外値は、中央測定局で0.063mg/m<sup>3</sup>、宮崎測定局で0.060mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準を達成している。

浮遊粒子状物質の大気汚染の状況の推移を年平均値の経年変化で見ると、図1-1lのとおり、減少傾向にある。

図 1-1l 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

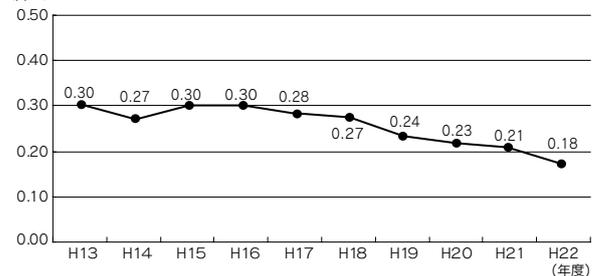


d 炭化水素

大気中の濃度レベル指針（午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値として、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲）が設定されている非メタン炭化水素濃度の、午前6時から9時における年間平均値は、中央測定局が0.16ppmC、宮崎測定局が0.23ppmCであった。

非メタン炭化水素の大気汚染の状況の推移を、過去10年間の年間値の経年変化で見ると図1-1mのとおり、減少傾向にある。

図 1-1m 非メタン炭化水素の6時～9時における年平均値の経年変化



(イ) 主要交差点での測定

平成22年度は別府市、佐伯市、津久見市、日出町のそれぞれ1か所、計4か所で一酸化炭素、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び気象の測定を行った。

測定結果は資料編 表 大気6のとおりである。

(3) 緊急時対策

個々のばい煙排出者が排出基準を遵守している場合であっても、気象条件等によって著しく大気の汚染状況が悪化することがある。県では「大分県大気汚染緊急時等対策実施要綱」を定め、大分市とともに、大気汚染常時監視テレメータシステムにより被害の未然防止に努めている。

緊急時の発令対象区域は、平成23年4月現在、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、日出町である。なお、豊後高田市、杵築市、由布市、国東市、玖珠町については、光化学オキシダントについてのみ発令対象区域が設定されている。

平成22年度は、光化学オキシダント予報及び注意報の発令はなかった。

#### (4) 有害大気汚染物質調査

近年、低濃度ながら、多様な化学物質が大気から検出され、これらの有害化学物質の長期暴露による健康影響が懸念されている。このうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて、環境基準が定められている。(資料編 表 大気1)

県では、平成9年度から有害大気汚染物質モニタリング事業を実施しており、平成22年度は県下10地点で19物質の測定を行った。環境基準が定められているベンゼン等4物質については、すべての測定地点で環境基準を達成した。有害大気汚染物質調査結果及び環境基準の達成状況については、資料編 表 大気7のとおりである。

#### (5) 環境放射能監視の現況

環境中には、様々な形で放射性物質や放射線が存在し、我々は常に放射線等にさらされて生活している。呼吸あるいは飲食によって取り込んだ放射性物質によって体内から放射線を受け、また、宇宙や大地など体外からも放射線等を受けているが、通常の放射線量のレベルであれば、健康上の支障は生じないものと考えられている。

一方、原子力の平和利用の拡大等に伴い、環境中の放射線量や放射性物質濃度等を監視する必要性が高まったことから、本県では、昭和62年12月に科学技術庁（現文部科学省）からの委託を受け、昭和63年度から環境放射能の監視を開始し、継続して空間放射線量率と環境試料中の放射性物質の測定を行っている。

また、3月12日に発生した東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故を受けて、降下物及び上水の検査を毎日行うなど体制を

強化して環境放射能監視を行っている。

#### ア 空間線量率の現況

空間放射線量率の測定は、空間における放射線の量を調べるもので、調査地点を固定し、連続測定を行うモニタリングポストと運搬可能な計測器であるサーベイメータにより測定している。モニタリングポストは、大分市（衛生環境研究センター）に設置しており、年間の空間放射線量率は資料編 表 大気8のとおりで異常は認められなかった。

#### イ 環境試料中の放射能の現況

環境試料中の放射能は、雨水に含まれる全ベータ放射能測定と各種環境試料中の核種分析（放射性セシウム137等）を行っている。

##### (ア) 全ベータ放射能調査

降雨ごとの雨水に含まれる全ベータ放射能をベータ線自動測定装置により測定している。大分市（衛生環境研究センター）で1mm以上の降水量のあった年間78検体の測定結果は、資料編 表 大気9のとおりで、特に異常は認められなかった。

##### (イ) 各種環境試料中の核種分析

大気浮遊じん、降下物、上水、牛乳、野菜類、精米及び土壌の環境試料中に含まれる放射性物質をゲルマニウム半導体検出器により、放射性セシウム137等を人工放射性物質の指標として測定している。平成22年度の調査では、土壌を除いて検出されなかった。環境試料中の放射性物質測定結果は、資料編 表 大気10のとおりである。

## 第2項 地域の生活環境保全対策の推進

### 1 騒音・振動対策

#### (1) 騒音に係る環境基準

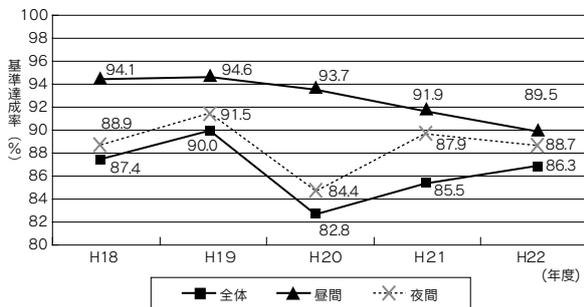
**騒音に係る環境基準**は、環境基本法第16条第1項に基づき、一般地域と道路に面する地域について定められている。環境基準の各類型を当てはめる地域の指定については、都道府県知事が行うこととなっており、現在16市町で指定を行っている（資料編表騒音1、騒音5）。

地域が指定されていない町村については、必要に応じて地域の実態調査を行うとともに類型指定を行うこととしている。

一般地域における騒音測定は、類型当てはめ地域がある市町が実施しており、平成22年度は11市町の124地点で行われた。昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準値以下であったのは107地点（86.3%）であった。（詳細は資料編表騒音6）

過去5年間の達成状況の推移は下の図1-2aのとおりである。

図1-2a 一般地域における騒音の環境基準達成状況の経年変化



#### (2) 自動車交通等の騒音・振動対策

##### ア 自動車騒音・振動

自動車騒音・振動については、自動車単体の構造の改善による騒音の低減等の発生源対策、交通流対策、道路構造対策、沿道対策等の様々な対策が国によって推進されており、自動車単体から発生する騒音対策としては、加速走行騒音、定常走行騒音、近接排気騒音について規制がなされている。

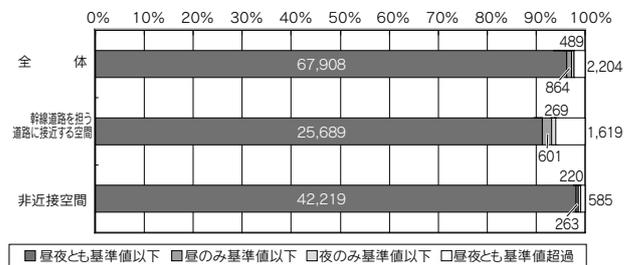
また、県においても、**騒音規制法**第18条に基づき、自動車騒音の常時監視を実施し、環境基準の達成状況の把握に努めている。平成16年度からは、従来から実施している騒音測定に加え面的評価を行うシステムを導入し、より地域の実態に即した環境基準

の評価が可能になった。

平成22年度の県下主要道路における自動車騒音常時監視では、延長1,964.4kmの道路（高速自動車国道51.0km、一般国道754.3km、県道1154.9km、4車線以上の市町村道4.2km）に面する地域の71,465戸の住居等について環境基準達成状況の評価を行った。評価の対象となった71,465戸のうち、昼間（6時～22時）及び夜間（22時～6時）とも環境基準を達成していたのは67,908戸（95.0%）であった。（詳細は資料編表騒音8～11。ただし、騒音10～11については、大分市内を除く）

達成状況の評価結果の概要は図1-2bのとおりである。

図1-2b 平成22年度環境基準達成状況の評価結果



この結果は、(独) 国立環境研究所が運営するインターネットサイト「全国自動車交通騒音マップ（環境GIS自動車交通騒音実態調査報告）」で、情報提供されている。（URL: <http://www-gis.nies.go.jp/noise/car/>）

騒音測定は、市町村が実施した分もあわせて88地点で行われ、昼間・夜間とも環境基準値以下であったのは55地点であった。（資料編表騒音7）

なお、市町村長は、自動車騒音や道路交通振動のレベルが、総理府令で定める一定の限度を超過し、周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を要請できることとされている。また、道路交通振動の場合は、道路管理者に対し所要の措置を執るべきことを要請できることとされており、市町村では、適宜調査を実施し、実態把握に努めている。

##### イ 航空機騒音

大分空港は、昭和46年10月に滑走路2,000mで供用開始し、その後昭和57年12月に2,500mに延長され、さらに昭和63年10月に3,000mに延長され、今日に至っている。

同空港は、海上空港であり、離着陸の飛

行コースもすべて海上にあり、しかも、空港周辺では、年間を通じて陸側から海側に向かって吹く風が多いことなど、航空機騒音対策上、立地条件に恵まれている。

航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準が定められており、知事が類型指定を行うこととされている。県では、昭和60年3月15日に、武蔵町及び安岐町の大分空港周辺地域について類型指定を行った。

航空機騒音の平成22年度調査結果では、全調査地点で航空機騒音に係る環境基準を達成していた。(資料編 表 騒音2、騒音12)

航空機騒音対策として、次に掲げる事項など様々な対策を総合的に推進する必要がある。

(ア) 発生源対策

航空機騒音の発生源対策としては、低騒音型機の導入や、離着陸時の騒音を軽減させる運航方式の実施などがある。また、一定の基準以上の騒音を発生する航空機の運航を禁止する耐空証明(旧騒音基準適合証明)制度により、昭和53年に強化された騒音基準に適合しない航空機の運航については、平成14年4月1日以降禁止することとされた。

(イ) 土地利用の適正化

国土利用計画法に基づく国土利用計画は、武蔵町、安岐町とも既に策定されており同計画の適切な運用等により、土地利用の適正化を積極的に推進するとともに、空港周辺の緑化等に努める必要がある。

(ウ) 障害防止対策

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づき、概ねWECPNL75以上の騒音影響が及ぶ地域を第1種区域として指定し、住宅の防音工事を希望する住民に対し助成措置を講じている。

大分空港については、昭和52年9月の告示で第1種区域の指定が行われ、その後昭和54年に対象区域が拡大されており、地域内の告示日前住宅については、昭和52年度から56年度にかけて、告示日後住宅については平成4年度に、防音工事を実施し、既に区域内の81戸の住宅全てが完了している。

(3) 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動対策

騒音・振動のうち、特に騒音の苦情件数は、公害苦情件数の中で高い割合を占めている。

平成22年度の騒音の苦情件数は156件(全公害苦情件数の18.3%)で、前年度に比べて7件減少した。発生原因別にみると、工場・事業場73件(46.8%)が最も多く、次いで建設作業37件(23.7%)となっている。

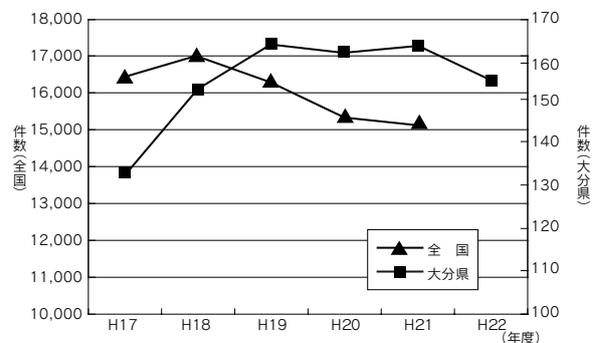
(詳細は資料編 表 騒音13)

過去5年間の騒音苦情件数の推移は図1-2cのとおりである。

なお、振動の苦情件数は7件であり、前年度に比べて4件増加した。

(資料編 表 振動2)

図 1-2c 騒音苦情件数の推移



騒音規制法及び振動規制法に基づき、県知事(大分市にあっては市長)が、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定している。

平成23年4月1日現在、地域の指定が行われている市町村数は、騒音が17市町、振動が16市町である。(大分市を含む。資料編 表 騒音5)

平成19年12月の「大分県の事務処理の特例に関する条例」の改正により、このうち、平成20年4月1日から別府市、日田市、豊後高田市、宇佐市、九重町、玖珠町の6市町に、平成21年4月1日から津久見市、杵築市、国東市の3市に、平成22年4月1日から臼杵市、竹田市、由布市の3市に、平成23年4月1日から佐伯市、豊後大野市、日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲した。

指定地域内にあって、金属加工機械等の政令で定める特定施設を設置している工場・事業場(以下「特定工場等」という。)と、くい打ち作業等の政令で定める特定建設作業を伴う建設工事が規制の対象となっており、市町村が指導を行っている。

平成22年度末における県内の騒音規制法に係る特定施設総数は13,423施設、特定工場等総数は1,558工場(資料編 表 騒音14)、振

動規制法に係る特定施設総数は5,104施設、特定工場等総数は760工場（資料編 表 振動3）であった。

なお、カラオケ騒音等の風俗営業及び深夜飲食店営業等に係る騒音については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」により、音量規制等の対策が講じられている。

## 2 悪臭対策

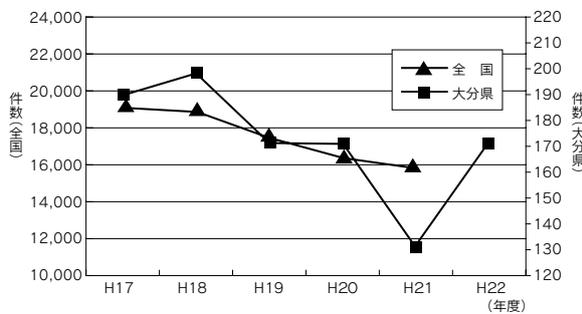
悪臭公害は、大気汚染、水質汚濁等の公害と異なり、嗅覚という人の感覚に知覚されるものであり、その感知の程度は各人の嗜好、体調などにも影響され、さらに発生源も多種多様であることから、毎年多くの苦情が寄せられている。

平成22年度の悪臭苦情件数は172件（全公害苦情件数の20.2%）で、前年度に比べて40件増加した。発生原因別にみると、「野外焼却」41件（23.8%）が最も多く、「発生原因不明」30件（17.4%）、「畜産農業」25件（14.5%）、「個人住宅等」「サービス業その他」がそれぞれ24件（14.0%）と続いている。

（詳細は資料編 表 悪臭1）

過去5年間の悪臭苦情件数の推移は図1-2dのとおりである。

図 1-2d 悪臭苦情件数の推移



悪臭防止法に基づき、工場・事業場から排出される悪臭物質の規制等が実施されている。

県知事（大分市にあっては、市長）は、規制地域の指定及び規制基準の設定を行っており、現在、豊後大野市、由布市及び国東市を除く11市（大分市を含む。）に地域の指定が行われている。

また、市長は指定地域内の悪臭発生工場・事業場に対し指導を実施している。未指定市町村については、今後必要に応じ指定を行うこととしている。

なお、平成19年12月の「大分県の事務処理の特例に関する条例」の改正により、平成20年4月1日から別府市、日田市、豊後高田市、宇佐市、九重町、玖珠町の6市町に、平成21年4月1日から津久見市、杵築市、国東市の3市に、平成22年4月1日から臼杵市、竹田市、由布市の3市に、

平成23年4月1日から佐伯市、豊後大野市、日出町、姫島村に規制地域の指定及び規制基準の設定事務等の権限を移譲した。

同法に定める悪臭物質の種類及び規制基準の範囲は6段階臭気強度表示法の2.5～3.5に対応しているが、県内では、臭気強度2.5で規制基準を設定している。（資料編 表 悪臭2）

悪臭物質の22項目については、工場・事業場の敷地境界線の地表において規制するとともに、特にアンモニア等13項目については排出口においても規制している。

なお、別府市においては、温泉地域という特性を考慮し、硫化水素を規制対象物質から除外している。（資料編 表 悪臭3）

また、平成13年度に環境省が実施した「**かおり風景100選**」において、県からは4地点（旧6市町）が特に優れたかおり環境として選定され（資料編 表 悪臭4）、平成15年度には別府市において「2003かおり環境フォーラムin別府」を開催した。

## 3 畜産環境保全の現状と対策

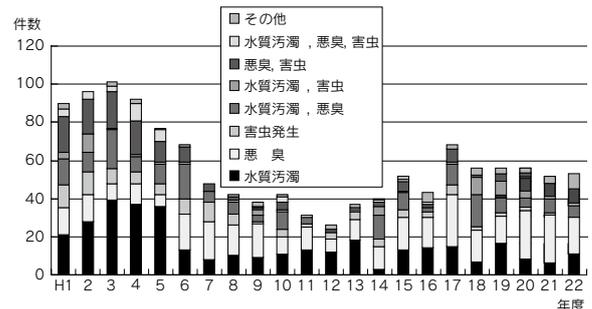
### (1) 畜産による環境問題の発生状況

混住化の進展、飼養規模の拡大、住民の環境意識の高まり等を背景として、畜産に起因する水質汚濁、悪臭発生、害虫発生等の環境問題が発生している。このため、環境に対する負荷を軽減するとともに、資源の有効活用を図るとの観点から、家畜排せつ物を適正に管理し、堆肥として土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要がある。

畜産環境問題による苦情発生の実態については毎年調査を実施しており、平成22年度においては、50件の問題が発生している。（図 1-2e）

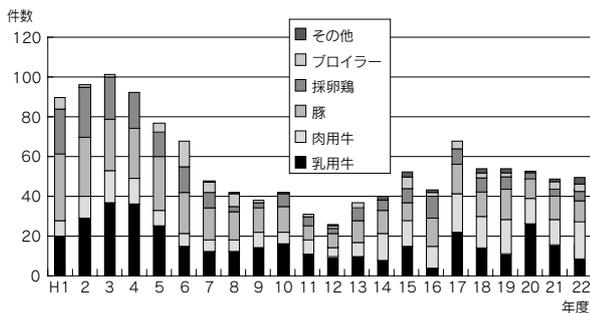
発生状況は、内容別では、「悪臭」によるものが21件（42.0%）と最も多く、次いで「水質汚濁」が10件（20.0%）となっている。また、畜種別では、図1-2fに示すとおり肉用牛に起因するものが18件（36.0%）、豚に起因するものが11件（22.0%）となっており、以下、乳用牛9件、採卵鶏5件、ブロイラー4件とな

図 1-2e 内容別苦情発生状況



っている。

図 1-2f 畜種別苦情発生状況



(2) 畜産環境保全対策

ア 畜産環境保全の基本方針

畜産に起因する環境問題を解消し、畜産経営の健全かつ安定的な発展を図るため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下「家畜排せつ物法」)に基づき、以下の環境保全対策を推進する。

- ・家畜排せつ物の管理の適正化を図るため「家畜排せつ物法」に規定された家畜排せつ物の管理基準(処理保管施設の構造・管理方法)に従い畜産農家へ指導・助言を実施する。
- ・家畜排せつ物の利用の促進を図るため、国が定めた基本方針の内容に即した「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」(①家畜排せつ物の利用の目標、②整備を行う処理高度化施設の内容及び整備に関する目標、③家畜排せつ物の利用の促進

に関する技術研修の実施及び技術向上に関する事項等、以下「県計画」)に基づき、本県の畜産を担う大規模経営体を育成するとともに、環境保全型農業を推進するため、畜産と耕種の連携による堆肥の流通利用促進を図る。

イ 畜産環境保全のための具体的な施策

今後、さらに経営規模の拡大が予想されることから、「大分県環境保全型畜産確立基本方針」に基づき設置している県および地域畜産環境保全推進指導協議会の活動を一層強化し、管理基準に基づく指導・助言、実態調査を実施することとしている。

また、様々な畜産に起因する環境問題等に適切に対応できるよう、中央畜産技術研修及び家畜排せつ物処理研修会等に職員を派遣し技術習得を図り、適正処理の普及啓発を行っている。

一方、家畜排せつ物処理施設等の整備については、畜産関係団体等の協力の下に「県計画」に沿って整備することとし、畜産環境整備リース事業等を積極的に活用する。また、家畜排せつ物の堆肥化による「土づくり」を円滑に推進するため、「大分県有機質資材生産者協議会」を中心に堆肥の品質向上を図るとともに広域流通体制の整備を推進する。

なお、畜産環境保全対策の推進指導体制は資料編 図 悪臭5、6に示したとおりである。

## 第2節 水・土壌・地盤環境の保全

### 第1項 水環境保全対策の推進

#### 1 水環境の現状

平成22年度は、県内の52河川102地点、4湖沼10地点及び8海域54地点について環境基準項目等の水質の汚濁の状況を調査した。(資料編 表水質1,2)

健康項目について44河川75地点、4湖沼8地点、8海域25地点計108地点を調査した結果、表2-1aのとおり2河川2地点で環境基準を達成しなかった。超過した項目は砒素であり、その他の項目については、全て環境基準を達成した。また、要監視項目については、全ての項目について、全ての測定地点で指針値未満であった。

砒素が超過した河川は、朝見川(別府市)及び町田川(九重町)であり、原因は地質(温泉)

に起因する自然的なものであると見られる。

なお、水道用水等の利水上の影響については特に問題はないが、引き続き水質を監視し、健康被害等の未然防止に努める。

生活環境項目について52河川102地点、4湖沼10地点、8海域54地点を調査した結果、BOD又はCODについて、各水域とも年平均値は概ね横ばいで推移しているが、表2-1bのとおり類型指定している河川43水域中3水域、海域21水域中1水域の計4水域で環境基準を達成しなかった。環境基準の達成率は、河川が93.0%、湖沼が100%、海域が95.2%であった。(資料編 表水質3,4)

全窒素及び全燐については、2湖沼2水域及び8海域8水域について類型指定されており、1湖沼1水域で環境基準を達成しなかった。(資料編 表水質5,6)

表2-1a 健康項目に係る環境基準を達成しなかった地点の調査結果

水域	地点名	項目	総検体数	基準値超過検体数	最大値 (mg/L)	平均値 (mg/L)	基準値 (mg/L)
朝見川下流	藤助橋	砒素	6	6	0.030	0.020	0.01
町田川	潜石橋		6	5	0.028	0.020	

表2-1b 公共用水域の生活環境項目 (BOD、COD) の環境基準達成状況

水域	区分	達	成	未達成		
河川	川	山国川(1)	山国川(2)	津民川 寄藻川 田深川 朝見川下流 丹生川下流 大野川上流 未広川 堅田川下流 筑後川(2) 珍珠川	跡田川 桂川 安岐川 住吉川 大分川上流 大野川下流 番匠川上流 木立川 大肥川 町田川	犬丸川 武蔵川 乙津川
		伊呂波川 駅館川 八坂川 祓川 大分川中流 原川 番匠川下流 中川 花月川	都甲川 伊美川 朝見川上流 丹生川上流 大分川下流 白杵川 堅田川上流 中江川 庄手川	北川ダム	-	
湖沼		松原ダム貯水池				
海域		響灘及び周防灘 住吉泊地 鶴崎泊地 別府港 別府湾中央 大野川東部 北海部郡東部地先 津久見湾 佐伯湾(乙) 佐伯湾(丁)	国東半島地先 乙津泊地 大分港 守江港 別府湾東部 佐賀関港 白杵湾 佐伯湾(甲) 佐伯湾(丙) 南海部郡地先	豊前地先		

公共用水域の水質常時監視の結果や利水状況等を踏まえ、必要に応じて水質を改善するための施策を講じることができるよう、新たに類型の指定や、指定された類型の見直しを行っている。平成18年に水生生物の保全に係る水質環境基準（以下、水生生物保全環境基準）の類型指定について一定の考え方が通知されたことを受けて、平成22年度には、新たに水生生物保全環境基準について、26河川31水域、2湖沼2水域計33水域を、県及び環境省が類型指定し、告示した。

また、類型指定された河川のうち、25河川26水域、2湖沼2水域については水生生物保全環境基準（全亜鉛）を測定しており、基準を適用する全ての水域で水生生物保全環境基準を達成した。（資料編 表 水質7.8）

水域別の水質調査結果の概況は以下のとおり。環境基準の指定状況は資料編 表 水質8のとおりで、類型指定している水域における環境基準達成状況の判定は、河川についてはBOD、湖沼及び海域についてはCODの75%水質値で行う。

(1) 河川

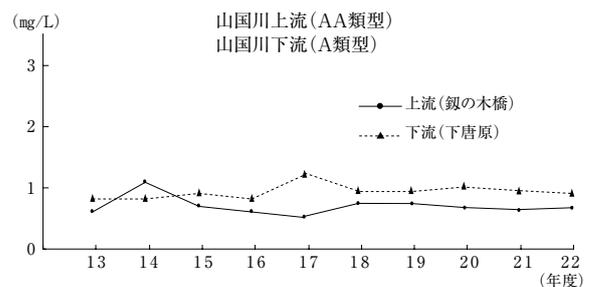
a 山国川水系

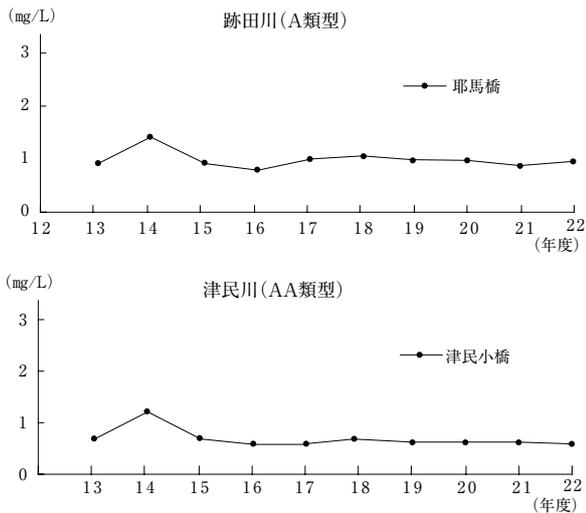
山国川は一級河川であり、山移川等32の支川を合し、中津川を分派して周防灘に流入している。流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年平均値の推移は、概ねほぼ横ばい状態である。

図a 山国川水系BOD年平均値の経年変化





**b 県北河川**

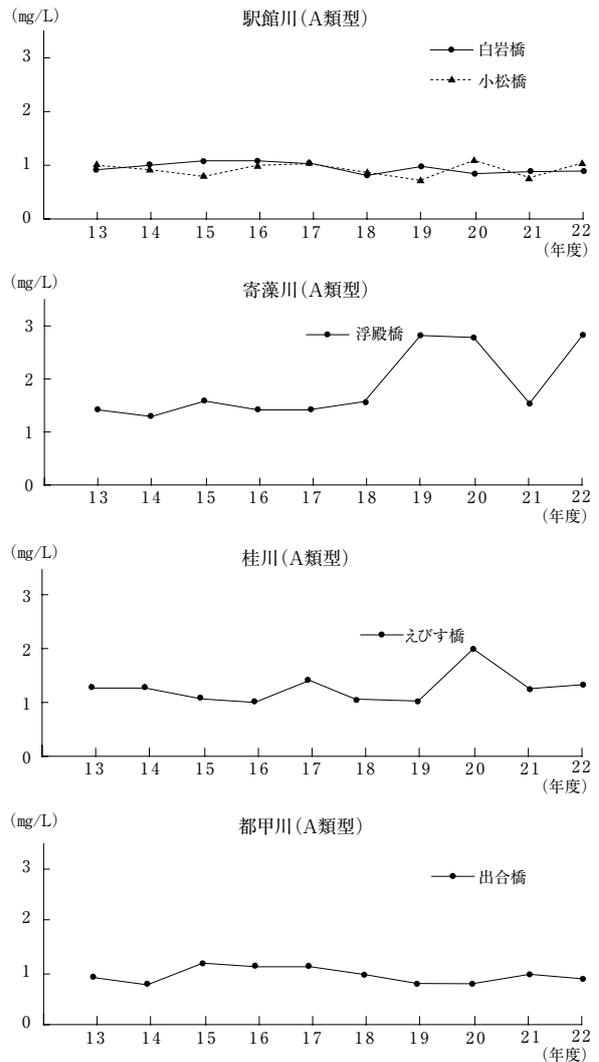
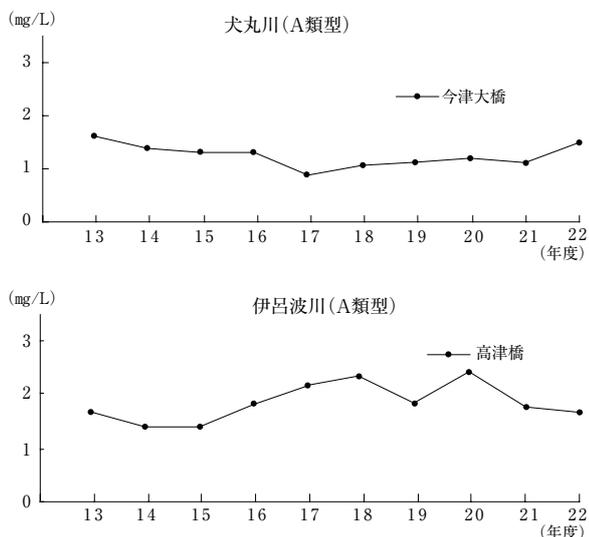
犬丸川、伊呂波川、駅館川、寄藻川、桂川及び都甲川（桂川の支川）は、周防灘（豊前地先）に流入する二級河川である。これらの流域に特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、犬丸川において環境基準を超過した。犬丸川以外の河川については、環境基準を達成した。

BOD年平均値の推移は、駅館川、桂川、及び都甲川では、ほぼ横ばい状態である。伊呂波川は減少傾向であり、犬丸川はやや上昇傾向が見られる。寄藻川のBOD年平均値が昨年度より大きく上昇している。これは藻類の異常繁殖と考えられるBOD値の上昇が発生していることから、これにより全体の平均値が押し上げられたものであった。

犬丸川において基準超過となった原因としては、夏期の水質が悪いことから、渇水等の影響ではないかと考えられる。

図b 県北河川BOD年平均値の経年変化



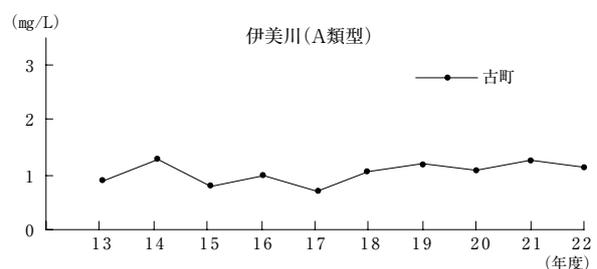
**c 国東半島東部河川**

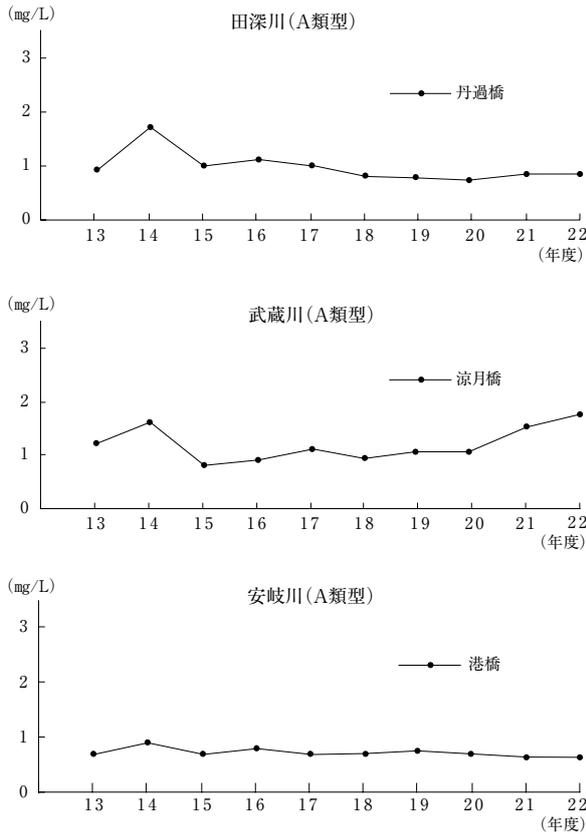
伊美川は国東半島北部から、田深川、武蔵川及び安岐川は半島東部から国東半島地先海域に流入する二級河川である。これらの河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、武蔵川において環境基準を超過した。

BODの年平均値の推移は、武蔵川以外の河川では、ほぼ横ばい状態で、概ね良好であった。武蔵川（涼月橋）においては2年連続してBOD値の上昇が見られた。

武蔵川において環境基準を超過した原因としては、夏期の水質が悪いことから、渇水等の影響ではないかと考えられる。

図c 国東半島東部河川BOD年平均値の経年変化





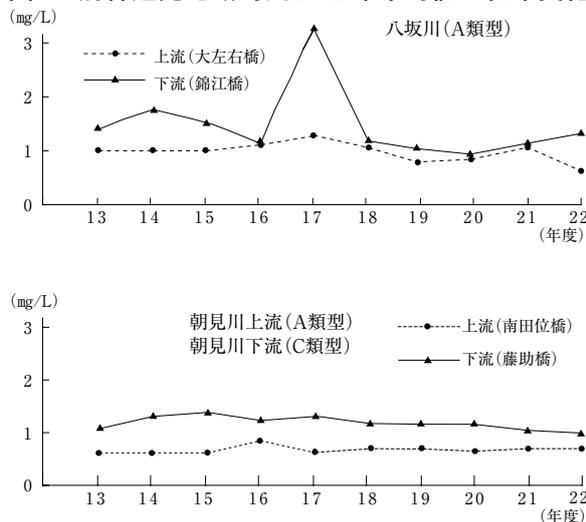
**d 別杵速見地域河川**

八坂川は立石川等4支川を合して別府湾(守江湾)に流入する二級河川であり、朝見川は3支川を合し、別府市南部の市街地を貫流して別府湾に流入している二級河川である。両河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年平均値の推移は、八坂川下流域を除いてほぼ横ばい状態である。八坂川下流域においては平成17年度の平均値は顕著な上昇がみられたが、平成18年度以降は平年並みに低下した。

図d 別杵速見地域河川BOD年平均値の経年変化



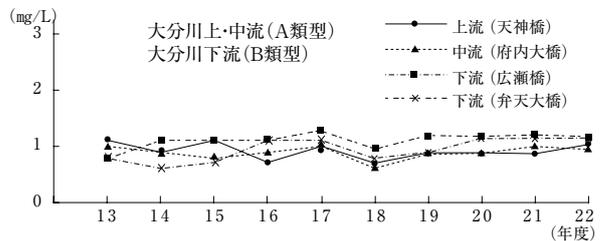
**e 大分川水系**

大分川は、本県を代表する一級河川で、賀来川、阿蘇野川、芹川のほか、七瀬川等45の支川を合し、裏川を分派して別府湾に流入している。上流域には温泉観光地の由布市湯布院町があり、下流の大分市内には食料品、機械器具等の製造業が立地しているが、流域人口が多い中流域の生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態である。

図e 大分川水系BOD年平均値の経年変化



**f 大野川水系**

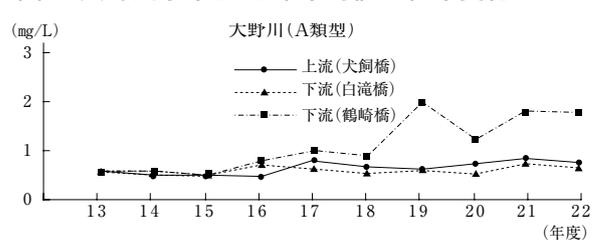
大野川は、本県の中央部を貫流する代表的な一級河川であり、玉来川、稲葉川、緒方川、三重川等128の支川を合し、乙津川を分派して別府湾に流入している。上流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水、畜産排水が汚濁の主体であるが、下流域には化学、機械器具等の大規模企業が立地し、産業排水が汚濁の主体となっている。

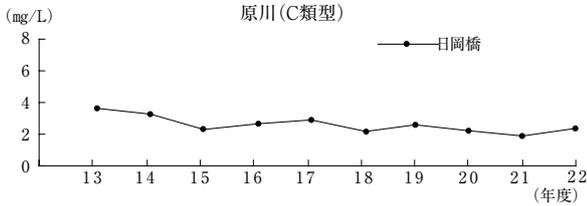
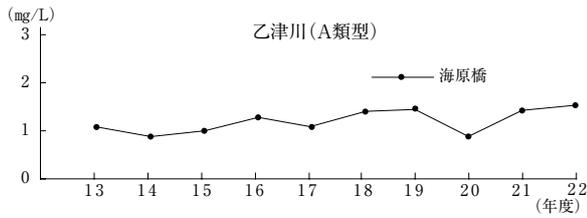
環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、乙津川において環境基準を超過した。

BODの年平均値の推移は、乙津川、大野川下流(鶴崎橋)を除き、ほぼ横ばい状態である。大野川下流(鶴崎橋)については、平成16年頃より上昇傾向を示しており、平成19年度以降は高めの値を維持している。乙津川については、若干の増加傾向が見られる。

乙津川が基準超過となった原因としては、渇水の影響ではないかと考えられる。

図f 大野川水系BOD年平均値の経年変化





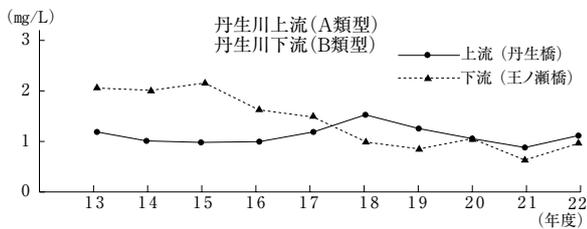
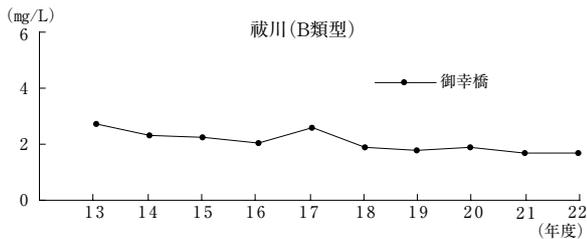
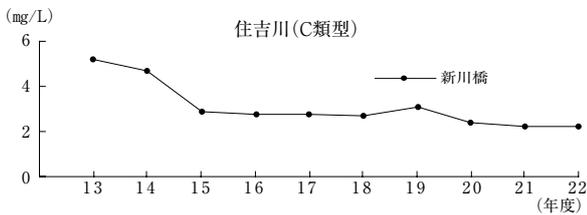
g 大分市内河川

住吉川、祓川及び丹生川は、いずれも大分市内を貫流し、別府湾に流入する二級河川である。これら河川の流域には、特に大きな汚濁源はないが、流域人口が比較的多く、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年平均値の推移は、改善傾向又はほぼ横ばい状態である。

図g 大分市内河川BOD年平均値の経年変化



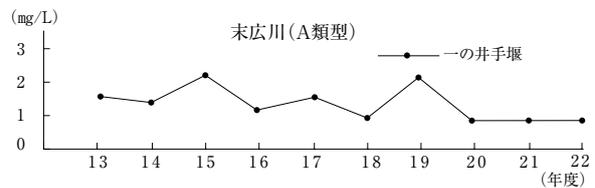
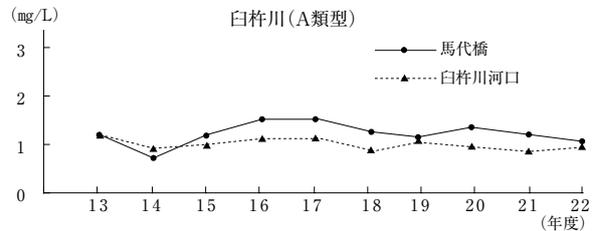
h 臼杵市内河川

臼杵川は、中臼杵川等8支川を合し、臼杵市を貫流して、河口部では末広川、熊崎川と合流し臼杵湾に流入する二級河川である。下流域には食品等の製造業が立地しているが、特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体である。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年平均値の推移については、末広川（一の井手堰）でやや変動が大きいものの、ほぼ横ばい状態である。

図h 臼杵市内河川BOD年平均値の経年変化



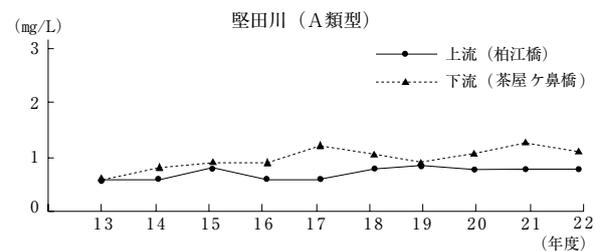
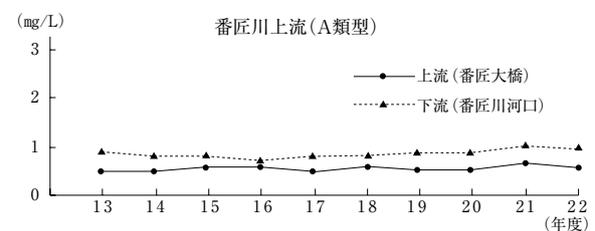
i 番匠川水系

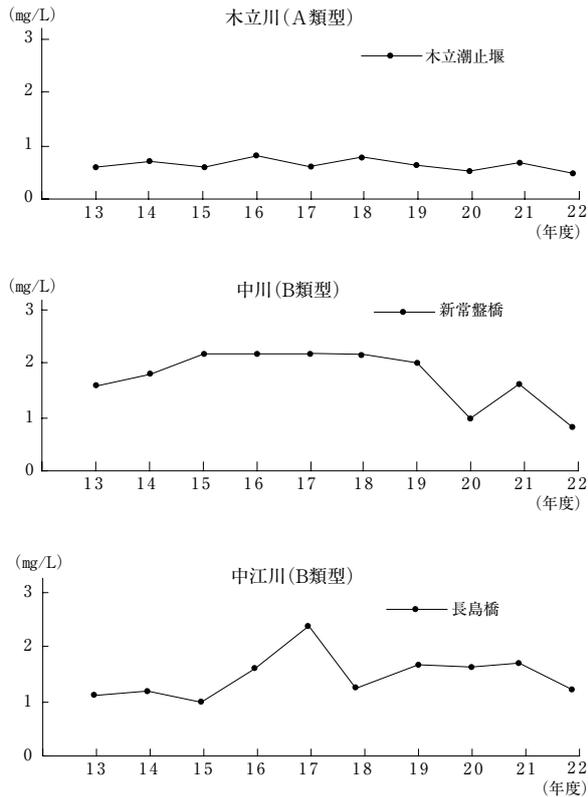
番匠川は、県南部を貫流する一級河川であり、堅田川、木立川等47の支川を合し、中川、中江川を分派して佐伯湾に流入している。これら河川の流域には特に大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年平均値の推移は、中江川（長島橋）は平成16、17年度の平均値は上昇傾向がみられたが、平成18年度以降は平年並みに低下している。堅田橋（茶屋ヶ鼻橋）では、平成20年度から上昇傾向である。中川（新常盤橋）は平成20年度以前より低い値を維持している。その他の水域はほぼ横ばい状態である。

図i 番匠川水系BOD年平均値の経年変化





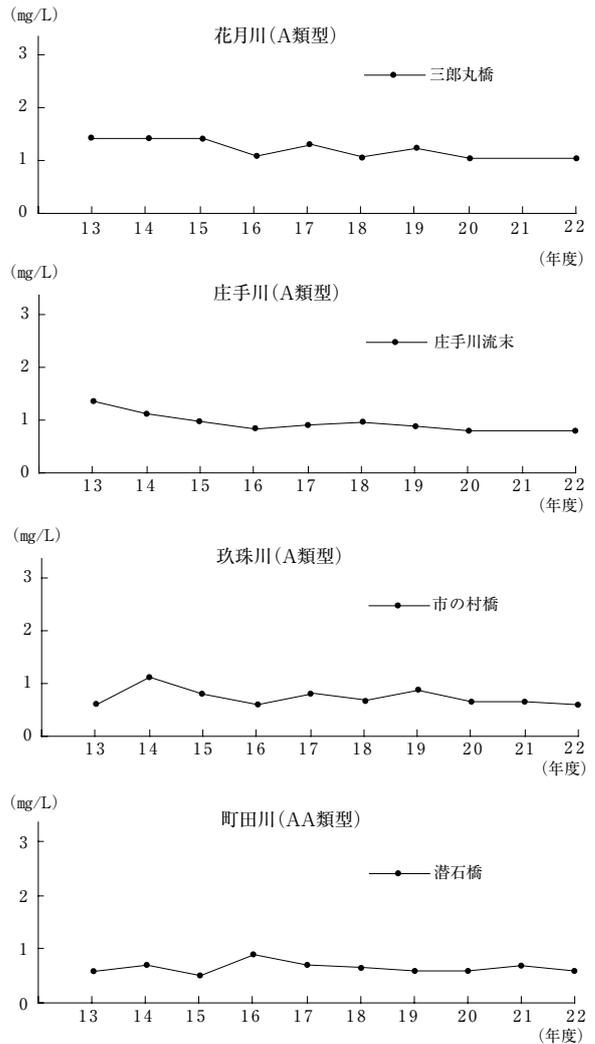
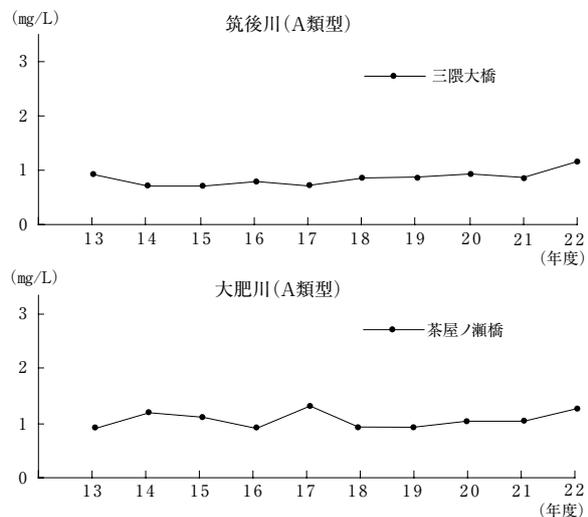
**j 筑後川水系**

筑後川は、九州を代表する一級河川であり、県内の支川は津江川、玖珠川等78あり、日田市の夜明ダム下流で福岡県に至り、有明海に流入している。これら河川の流域には大きな汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、いずれも環境基準を達成している。

BODの年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態である。

**図j 筑後川水系BOD年平均値の経年変化**



**(2) 湖沼**

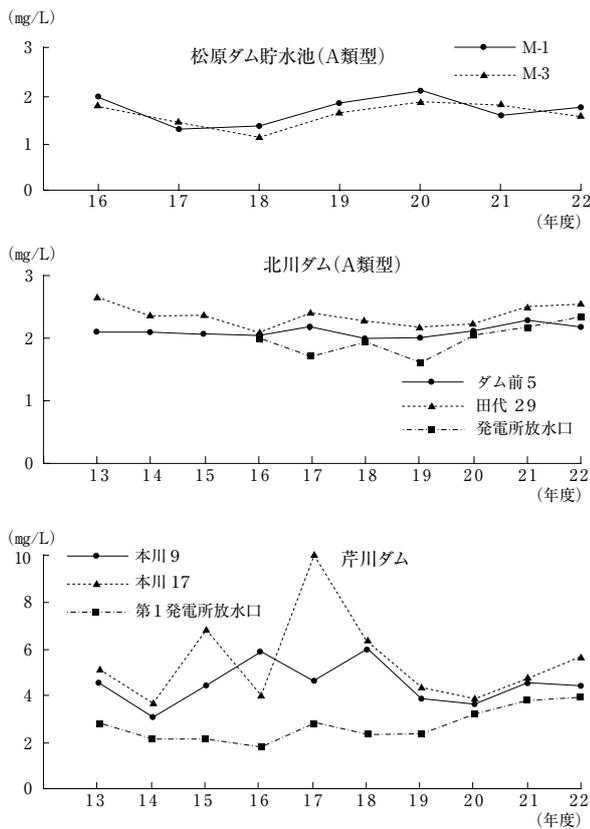
湖沼については、国土交通省直轄の下笠ダム貯水池、松原ダム貯水池、耶馬溪ダム貯水池や、県管理の芹川ダム貯水池、北川ダム貯水池等がある。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、松原ダム貯水池及び北川ダムが類型指定されており、いずれも環境基準を達成している。

松原ダム貯水池は筑後川水系筑後川、芹川ダム貯水池は大分川水系芹川、北川ダム貯水池は五ヶ瀬川水系北川に設置されている。

CODの年平均値の推移については、芹川ダムは値の変動が大きく、平成19年度以降は減少傾向で概ね平年並みに低下していたが、昨年度から上昇に転じている。松原ダム貯水池は概ね横ばい状態である。北川ダムはやや上昇傾向が見られる。

図 松原ダム・北川ダム・芹川ダムCOD年平均値の経年変化



(3) 海域

a 周防灘

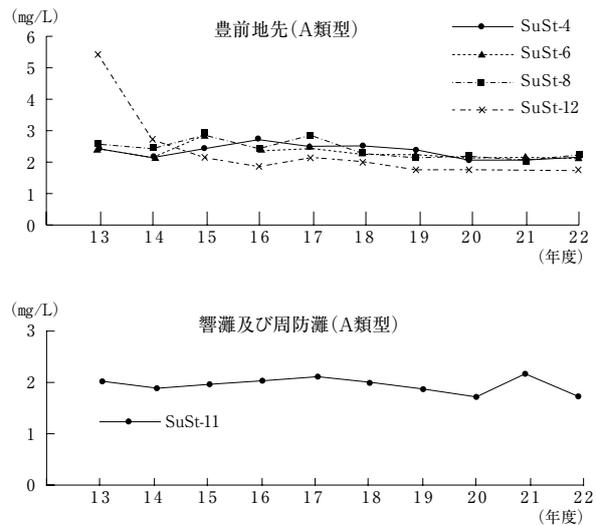
周防灘は、中津市から豊後高田市までの地先海域で、沿岸の中津市、宇佐市、豊後高田市から直接又は山国川や駅館川等の河川を通じて、生活排水や産業排水等が流入している。

近年、輸送機械、電気機械関係等の製造業が立地しているが、大規模な水質汚濁源となる事業場はない。陸域からの汚濁の流入は生活排水が主体である。陸域からの汚濁負荷量は少ないが、浅海域の潮流は微弱であり、海水の交換が緩慢な閉鎖性海域で、浅海域の底質等の影響があり、水質はやや汚濁された状態が続いている。

環境基準の達成状況は資料編表 水質4のとおりで、豊前地先水域について環境基準を超過した。響灘及び周防灘水域については、平成21年度は環境基準を超過していたが、平成22年度は環境基準を達成している。

CODの年平均値の推移はほぼ横ばいである。

図a 周防灘COD年平均値の経年変化



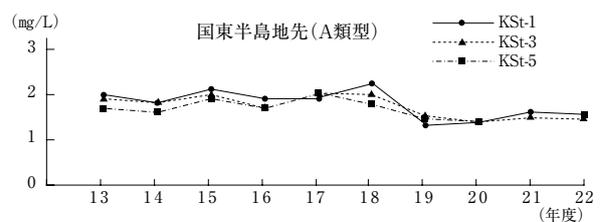
b 国東半島地先水域

国東半島地先水域は、国東市の国見町から安岐町までの地先海域で、大分空港周辺にはIC関係の先端技術産業が立地しているが、大規模な汚濁源はなく、陸域からの汚濁の流入は、生活排水が主体で汚濁負荷量は比較的少ない。

環境基準の達成状況は資料編表 水質4のとおりで、環境基準を達成している。

CODの年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態である。

図b 国東半島地先COD年平均値の経年変化



c 別府湾

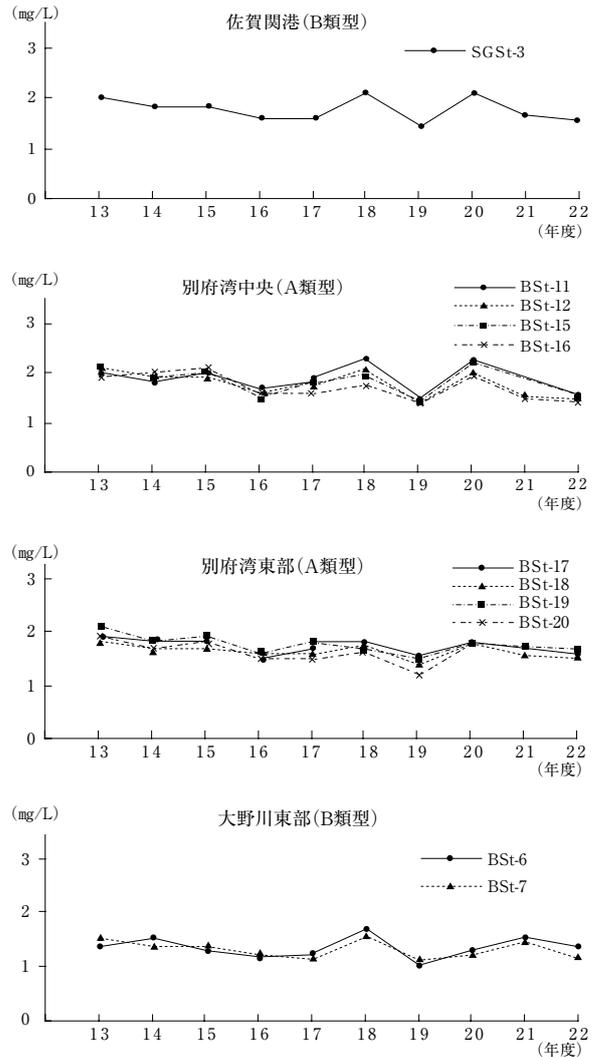
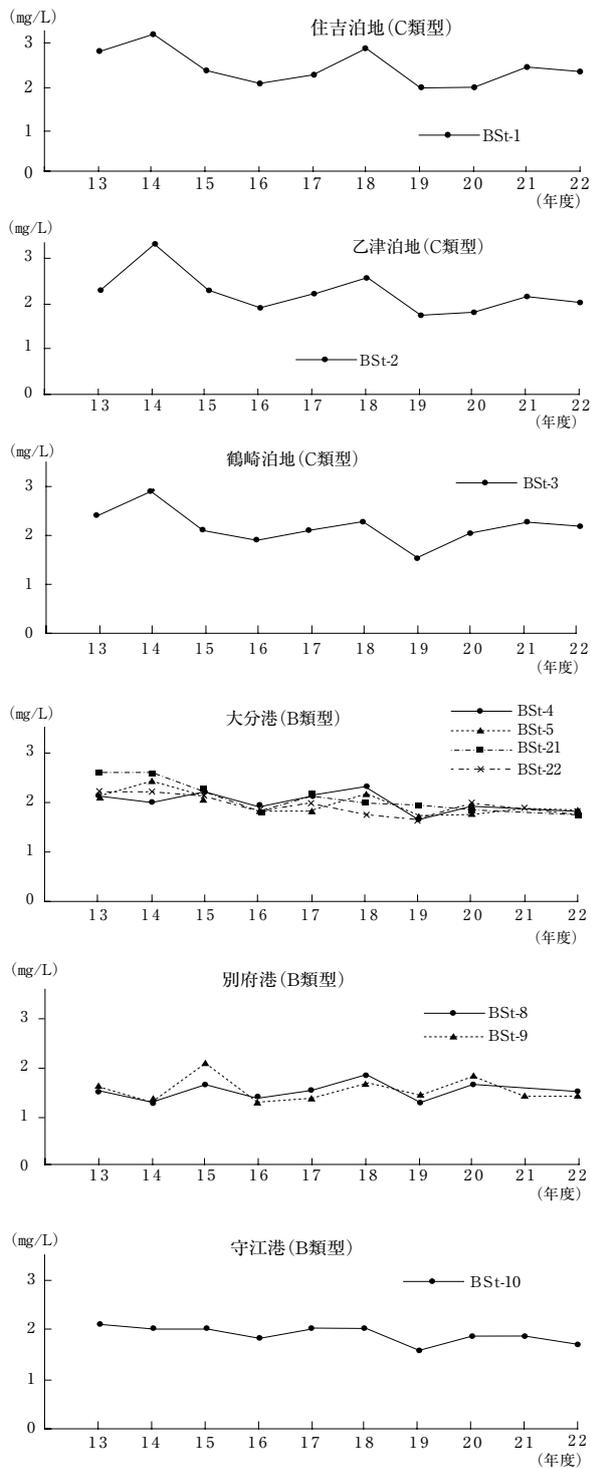
別府湾は、湾口の幅が20km、奥行きが25kmで、湾口部の水深は50mであるのに対し、湾奥部の高崎山前面付近では70mと深くなっており、湾奥部の潮流が微弱で特に停滞性が強く、中央部はやや浅くなっており、中央水域は他の水域に比べて水質の改善が困難であると考えられる。沿岸の杵築市、日出町、別府市、大分市のほか、大分川、大野川を通じて内陸部の豊後大野市、竹田市等からも生活排水や産業排水が流入している。流域人口は県人口の60%以上を占め、南岸の大分市には紙パルプ、化学、石油精製、鉄鋼、非鉄金属などの大規

模工場群が立地しているため、流入する汚濁負荷量が多い。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、全ての水域において環境基準を達成している。

CODの年平均値の推移は、おおむね横ばい、若しくは改善傾向が見られる。

図c 別府湾COD年平均値の経年変化



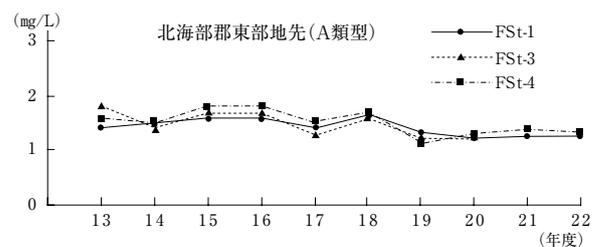
d 北海部郡東部地先水域

北海部郡東部地先水域は、佐賀関半島東端の関崎から臼杵市下ノ江に至る地先の海域で、この海域の背後には大規模な汚濁源はなく、陸域から流入する生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成している。

CODの年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態である。

図d 北海部郡東部地先COD年平均値の経年変化



e 臼杵湾

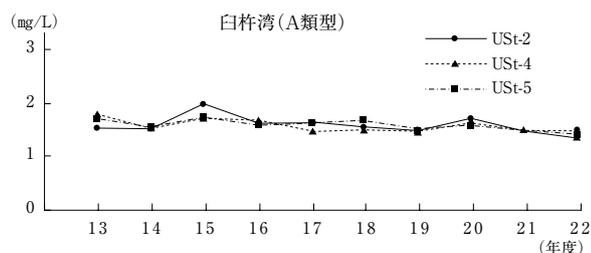
臼杵湾は、臼杵市下ノ江から津久見市楠屋鼻に至る陸岸のリアス式の地先海域で

白杵川等の陸水の影響を比較的受けやすい。この海域には白杵市等からの生活排水と醸造業等の産業排水が流入しているが大規模な汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成している。

CODの年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態である。

図e 白杵湾COD年平均値の経年変化



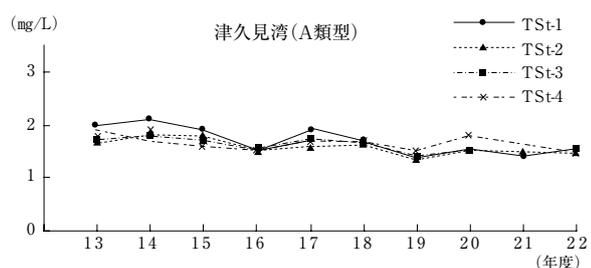
f 津久見湾

津久見湾は、津久見市楠屋鼻から佐伯市上浦蒲戸崎に至る陸岸のリアス式の地先海域で、この海域には、セメント工業、窯業土石製品製造業などの産業排水と津久見市等からの生活排水が流入しているが大規模な汚濁源はなく、生活排水が汚濁の主体となっている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成している。

CODの年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態である。

図f 津久見湾COD年平均値の経年変化



g 佐伯湾

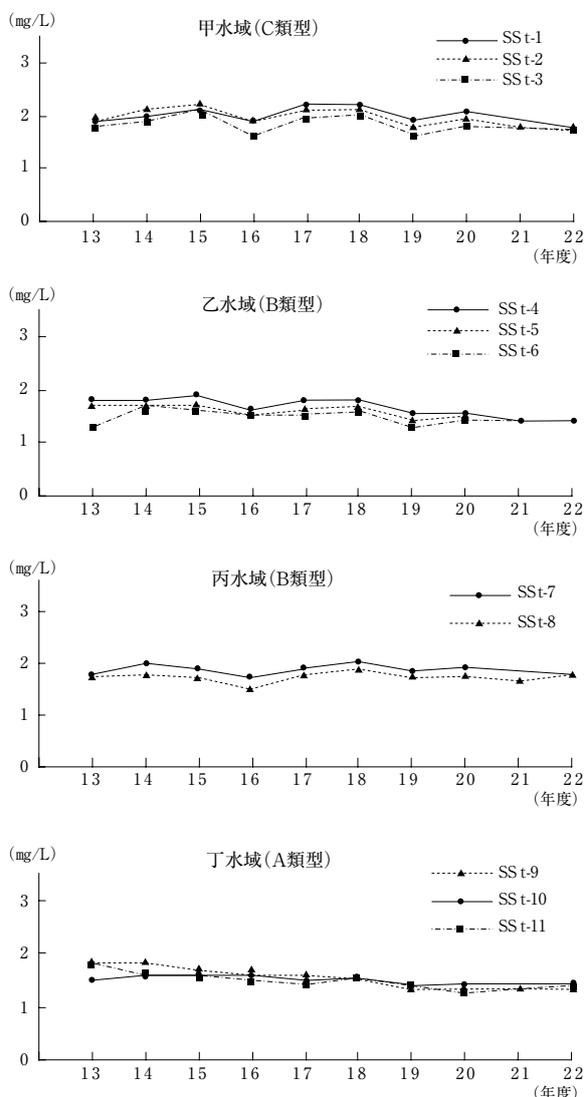
佐伯湾は、佐伯市上浦蒲戸崎から鶴御崎に至る陸岸の地先海域で、一級河川番匠川が流入している。この海域には、佐伯市に立地する発酵工業、セメント工業、造船業等の産業排水と沿岸部の市の生活排水が流入している。湾奥部に位置する大入島との間の甲、乙、丙水域は閉鎖性海域でBまたはC類型に指定されている。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、全ての水域で環境基準を達成

している。

CODの年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態である。

図g 佐伯湾COD年平均値の経年変化



h 南海部郡地先水域

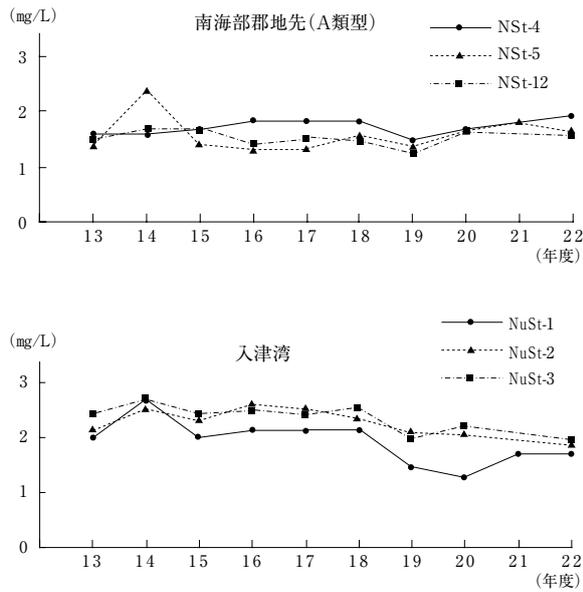
南海部郡地先水域は、鶴御崎から宮崎県との県境に至る陸岸の地先海域で、この海域は、養殖漁業が盛んであり、陸域からの汚濁の流入は畜産排水等で、大規模な汚濁源はない。

環境基準の達成状況は資料編 表 水質4のとおりで、環境基準を達成している。

なお、入津湾は、閉鎖性水域として平成6年度から水質測定を実施しており、環境補助点3地点で水質測定を実施している。

CODの年平均値の推移は、ほぼ横ばい状態である。

図h 南海部郡地先COD年平均値の経年変化



## 2 親水活動の推進

県民が環境保全意識を醸成し、その主体的な行動により良好な水環境を保全するためには、親水活動を通じて身近な水環境に対する関心を高めることが重要である。県民の親水活動を推進する事業として、海水浴場の水質調査と河川の水生生物調査を実施した。

海水浴場の水質調査は、年間延べ利用者数が概ね1万人以上の海水浴場を対象に行っており、平成22年度は8か所について遊泳期間前2回、期間中1回の調査を行った。

調査結果は表2-1cのとおりであり、すべての水浴場が判定基準に適合していた。

河川等の公共用水域の水質の評価については、一般に、BOD、SSなどの理化学的方法により測定された値を水質環境基準と比較することにより行われている。一方、水生生物による水質調査は、サワガニ、カワゲラ、トビケラなど、川に棲む生物（指標生物（資料編 表 水質9））の生息状況から河川の水質を知るものであり、理化学的方法に比べて結果が分かりやすいだけでなく、次のような優れた特徴がある。

- ①比較的長期間の水質を捉えることができる。
- ②水質汚濁の生物に対する影響を捉えることができる。
- ③住民の河川愛護、水質浄化の啓発に資することができる。
- ④適切な指導者のもとに、一般の人でも比較的簡単に調査が行える。

県では、この方法による調査活動を広く普及することにより、住民意識にマッチした水質保全施策の基礎資料を得るとともに調査への参加、結果の公表を通じて住民の水質保全意識の

高揚を図り、河川の良好な水質環境の確保を進めていくこととしている。

平成22年度は夏季に、一級、二級河川等の33河川52地点において調査を行った。調査参加団体は31団体、参加延べ者数は798人であった。（表2-1d）

調査結果は、きれいな水（水質階級I）が32地点（62%）を占め、県下の調査河川での水質の状況は概ね良好であった。（表2-1e）

なお、水生生物による水質調査は全国各地で実施されており、環境省が設けている全国水生生物調査のページ（URL <http://www2.env.go.jp/water/mizu-site/mizu/suisei/>）により、全国の調査結果を閲覧することができる。

表2-1c 海水浴場調査結果

(平成22年度)

市町名	海水浴場名	ふん便性大腸菌群数		COD		透明度		油膜の有無		判定	
		遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中	遊泳前	遊泳中
大分市	田ノ浦ビーチ	6	5	2.0	3.3	>1	>1	なし	なし	A	B
	神崎	<2	<2	1.7	2.1	>1	>1	なし	なし	AA	B
	大志生木	3	7	1.6	1.9	>1	>1	なし	なし	A	A
佐伯市	瀬会	<2	<2	1.0	1.7	>1	>1	なし	なし	AA	AA
臼杵市	黒島	<2	<2	1.5	1.8	>1	>1	なし	なし	AA	AA
杵築市	奈多・狩宿	<2	<2	1.6	1.8	>1	>1	なし	なし	AA	AA
	住吉浜リゾートパーク	<2	<2	1.7	2.0	>1	>1	なし	なし	AA	AA
日出町	糸ヶ浜	<2	<2	1.7	1.9	>1	>1	なし	なし	AA	AA

国が定めた海水浴場の判定基準

判定は、下表に基づいて以下のとおりとする。

- ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを「不適」な水浴場とする。
- 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」及び「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - これら以外のものを「水質C」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	COD	油膜の有無	透明度	
適	水質AA	不検出（検出限界2個/100ml）	2mg/L以下	油膜が認められない	全透（1m以上）
	水質A	100個/100ml以下	2mg/L以下	油膜が認められない	全透（1m以上）
可	水質B	400個/100ml以下	5mg/L以下	常時は油膜が認められない	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100ml以下	8mg/L以下	常時は油膜が認められない	1m未満～50cm以上
不適	1,000個/100mlを超えるもの	8mg/L超	常時油膜が認められる	50cm未満	

表2-1d 水生生物調査の参加団体、参加者数

(平成22年度)

団体の別	参加団体数	参加延べ人数(人)
小学校	2	77
中学校	18	423
それ以外の学校	1	18
子供会等	0	0
こどもエコクラブ	1	12
各種団体	1	114
公共団体	8	154
観察会	0	0
個人	0	0
その他の団体	0	0
計	31	798

表2-1e 水生生物調査結果

(水質階級の状況・平成22年度)

水質階級	地点数	割合(%)
I きれいな水	32	62
II 少しきたない水	12	23
III きたない水	8	15
IV 大変きたない水	0	0
計	52	100

3 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

水質汚濁防止法は、国民の健康の保護及び生活環境の保全を確保するために、工場や事業場からの排水及び地下浸透水を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的の一つとして昭和46年6月に施行された。

同法では、工場や事業場を監督指導するために、特定施設の設置や構造等の変更をしようとする者に対して、当該施設に係る事項について事前の届出を義務付けるとともに、健康被害や生活環境の悪化の原因となる化学物質等について、排出水中に許容可能な濃度を排水基準として定めている。

特に、瀬戸内海区域（資料編 図 水質10）に設置され、日最大排水量が50m<sup>3</sup>以上である特定事業場については、下水道終末処理場や地方公共団体の設置するし尿処理施設等一部の施設を除き、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可を受けなければならない。

平成22年度の水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による申請や届出の件数については、表2-1f及び2-1gのとおりである。

また、本県においては、大分県生活環境の保全等に関する条例及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（上乘せ排水基準）を制定し、工場や事業場に対する規制を強化している。

大分県生活環境の保全等に関する条例は、公害防止のための規制と事業活動及び日常生活の環境に対する負荷低減措置等を定めることにより、県民の健康の保護と生活環境の保全を目的として、平成12年12月23日から施行された。

同条例では、めっき、紙・パルプの製造の作業等30種類の作業を行う工場・事業場（特定工場等）を規制対象とし、その設置については事前届出制を採用するとともに、規制基準については総量規制を導入している。

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定事業場数は、平成23年3月31日現在で5,515事業場となっている。（資料編表 水質11）

特定施設別の事業場数でみると、旅館業が最も多く全体の30.2%を占め、自動式車両洗淨施設の12.4%、畜産農業（豚房、牛房、馬房）の7.6%、指定地域特定施設の6.8%がこれに続いている。

これらの事業場に対しては、表2-1hのとおり水質汚濁防止法の規定に基づく立入調査を適宜実施している。特に日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場については、製造業では原則2回/年以上、非製造業では1回/年以上を目途に立入調査を実施しているが、効率的な立入調査を実施するため、直近3年間における排水基準違反の有無を加味し、違反の無い事業場についてはその立入頻度を半減させている（休止中又は未稼働の事業場を除く）。

平成22年度に実施した立入調査の結果、排水基準違反があった特定事業場については、表2-1iのとおり文書等による排水処理施設の改善や維持管理の強化等を指導し、適切な改善がなされていることを確認した。

また、申請及び届出の審査等により、生産工程の合理化や水利用の効率化、適切な排水処理や維持管理の徹底を指導し、産業排水に起因する汚濁負荷量の削減を図った。

特定事業場に係る排水基準等の概要については以下のとおり。

●排水基準の設定

特定事業場から公共用水域に排出される

表2-1 f 水質汚濁防止法に基づく届出件数

(平成22年度)

区 分	環 境 保 全 課	北 部 保 健 所	豊 後 高 田 保 健 部	西 部 保 健 所	東 部 保 健 所	国 東 保 健 部	南 部 保 健 所	中 部 保 健 所	由 布 保 健 部	豊 肥 保 健 所	大 分 市	計
設 置 届 (第5条)	2	11	16	15	14	13	9	2	12	10	18	122
使 用 届 (第6条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
構 造 等 変 更 届 (第7条)	2	0	3	2	0	7	0	0	0	0	9	23
氏 名 等 変 更 ・ 廃 止 届 (第10条)	9	4	1	11	4	10	3	5	8	0	60	115
承 継 届 (第11条)	2	2	2	3	13	0	0	0	6	0	10	38

表2-1g 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく申請及び届出件数

(平成22年度)

区 分	件 数
設 置 許 可 申 請 (第5条)	15 (7)
使 用 届 (第7条)	0 (0)
構 造 等 変 更 許 可 申 請 (第8条)	12 (8)
構 造 等 変 更 届 (第8条第4項)	1 (1)
氏 名 等 変 更 届 (第9条)	24 (7)
汚 染 状 態 等 変 更 届 (第9条)	0 (0)
廃 止 届 (第9条)	12 (9)
承 継 届 (第10条)	8 (3)

備考 ( ) 内は大分市の件数 (再掲)

表2-1h 特定事業場立入調査実施状況

区 分		20年度			21年度			22年度		
		特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数	特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数	特定事業場数	延べ立入件数	排水基準違反件数
大分県実施分	50m <sup>3</sup> /日以上の特定事業場	390	299	7	406	148	4	413	202	5
	50m <sup>3</sup> /日未満の特定事業場	4,082	762	0	3,948	467	0	3,804	407	0
	小 計	4,472	1,061	7	4,354	615	4	4,217	609	5
大 分 市 実 施 分		1,285	289	7	1,245	256	5	1,298	257	3
合 計		5,757	1,350	14	5,599	871	9	5,515	864	8

表2-1i 排水基準違反に対する措置状況等

(大分県実施分)

区 分		20年度	21年度	22年度
違反項目	有害物質	0	0	0
	pH	4	0	1
	BOD	1	2	1
	COD	1	1	2
	SS	3	3	1
	その他の項目	1	0	1
措置状況	一時停止命令	0	0	0
	改善命令	0	0	0
	文書指導	7	4	5
対策状況	排水処理施設の新・増設	1	0	0
	排水処理施設の改善	3	1	0
	排水処理施設の管理強化	2	5	1
	下水道への接続	0	0	1
	特定施設等の改善	0	0	1
	特定施設等の管理強化	1	0	1

(重複を含む)

排水水については、水質汚濁防止法に基づき、有害物質やその他の項目の濃度を規制する排水基準（一律排水基準及び上乘せ排水基準）並びに化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量（T-N）及びりん含有量（T-P）の汚濁負荷量を規制する総量規制基準が設定されている。（資料編 表 水質12）

**a 一律排水基準**

一律排水基準は、国が全国一律に設定した基準であり、このうち有害物質（健康項目）については、平成13年7月1日にほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物等3項目が追加され、現在27項目についてすべての特定事業場に適用されている。

また、その他の項目（生活環境項目）については15項目の基準が定められており、日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場に限り適用されている。このうち窒素含有量及びりん含有量の規制は、従来からの指定湖沼に加えて、平成5年8月から閉鎖性の高い海域（瀬戸内海、有明海、入津）及びこれに流入する

公共用水域に排出する特定事業場に適用範囲が拡大された。

**b 上乘せ排水基準**

水質汚濁防止法では、一律排水基準によっては人の健康の保護や生活環境の保全をすることが十分でないと認められる区域について、条例により一律排水基準より厳しい排水基準（上乘せ排水基準）を定めることができるとされている。本県においては、昭和47年12月に佐伯湾水域に係る上乘せ排水基準（COD及びSS）を設定したが、瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、昭和49年7月に、この条例を全面的に改正し、適用区域を瀬戸内海区域に拡大するとともに、対象業種の拡大及び規制項目にn-ヘキサン抽出物質含有量（油分）の追加を行った。

更に上乘せ排水基準とCODに係る第5次総量規制基準との整合を図るため、平成14年12月に条例を改正し、規制基準の強化、対象業種を追加及び細分化するとともに、適用区域を瀬戸内海及び入津に拡大した。

**c 大分県生活環境の保全等に関する条例の規制基準**

大分県生活環境の保全等に関する条例の規制基準は、有害物質25項目及び生活環境項目15項目のうち7項目については一律排水基準と同等の濃度基準を定め、CODやSS等の残り8項目については負荷量基準を定めている。この基準は、特定工場等について、排水量の多寡を問わずに適用され、特に、負荷量基準は工場の新増設等により排水量の規模が大きくなるほど段階的に厳しい基準が適用される。

## 4 水環境の安全性の確保

### (1) 水質事故等に対する措置

有害物質や油類の流出、魚類のへい死等の水質事故が発生した場合は、平成16年2月に策定した水質事故等緊急連絡体制マニュアルに基づき県及び市町村の関係機関が連携して迅速に対応し、被害の拡大防止、原因究明、原状回復等必要な措置を講じている。

平成22年度は、油類の流出等を原因とする水質事故38件（うち魚へい死17件、油類流出事故16件、その他5）を通報等により了知した。いずれも水道利水に対する被害はなかった。

### (2) 地下水の保全

地下水は、一般的に地表水に比べて汚染されにくく、水量が安定し、水質も良好であることから、水道水等の生活用水や工業用水など多方面に利用されてきたが、近年、テトラクロロエチレン等による水質汚濁や過剰な利用による水位低下、水資源の枯渇等地下水に係る問題が全国的に顕在化していることが明らかになった。

このため、平成元年6月に水質汚濁防止法が改正され、有害物質を含む水の地下への浸透の禁止、地下水の水質の常時監視等の規定が整備された。更に、平成8年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、汚染された地下水の浄化措置命令に関する規定等が整備され、平成9年4月1日から施行された。

本県では、昭和59年度からテトラクロロエチレン等を使用している工場、事業場に対して、その使用状況等の実態を把握するとともに、周辺の井戸等の水質調査を実施してきており、こうした調査の結果を踏まえて事業者に対する規制や指導、井戸所有者に対する飲用上の指導等を行っている。

地下水の水質については、人の健康の保護に関する環境基準に基づき評価されており、平成22年度には、概況調査（地域の全体的な地下水質の状況を把握する調査）63本、汚染井戸周辺地区調査（新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認する調査）6本、定期モニタリング調査（過去に基準を超過した井戸等について汚染の経年的な変化を追跡する調査）43本計112本の井戸で調査を行った。（資料編 表 水質13.14）

環境基準を超過した井戸は、概況調査については、砒素が2本、ふっ素が1本、ほう素が2本（ふっ素とほう素については重複を含む）の計4本であった。

汚染井戸周辺地区調査については、ふっ素が1本であった。

定期モニタリング調査については、砒素が3本、総水銀が1本、トリクロロエチレンが1本、テトラクロロエチレンが4本、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が7本であった。

概況調査で基準超過が確認された井戸の超過原因については、いずれの井戸についても周辺に当該有害物質を使用している事業場が確認されないこと、及びいずれの項目も自然界で確認される物質であることから、基準超過の原因は自然（地質）由来であると推察された。

汚染井戸周辺調査により、新たに1本の井戸がふっ素について基準超過していることが確認された。この井戸について、基準超過は自然（地質）由来と推察される。当該井戸の周辺にも利用されている井戸があることから、基準超過となる井戸の範囲を限定すべく、平成23年度において汚染井戸周辺調査を継続する。

定期モニタリング調査を実施している井戸について環境基準を超過している原因については、砒素、総水銀は自然（地質）由来、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は農地への施肥等と推察されている。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等揮発性有機化合物（VOC）については、原因不明のものもあるが、主にクリーニング所等の事業場からの排水等による汚染と推察される。

近年、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水質汚染が全国的に指摘されており、本県においても環境基準超過が多々みられ、地下水汚染の顕在化が危惧される。

今後とも、環境基準を超過した地下水が新たに確認された場合には、汚染原因を究明するための現況調査等必要な措置を迅速に行い、地域特性に応じた適切な対策を進め健康被害を防止するとともに、有害物質に関する情報収集、提供に努め、有害物質を使用している事業場等に対して適正な使用・保管管理や地下浸透の防止等を指導するよう、監視指導体制を充実し、環境汚染の未然防止を図る。

### (3) 水道の普及状況

#### ア 水道普及率

平成21年度末における本県の水道普及率は、全国平均の97.5%に対し、90.4%となっている。

普及率の低い要因として、地形が複雑なうえ、集落が点在しているなどの地理的条件や水源確保の困難性などによる建設費の割高等により、市町村の負担が増大することが考えられる。

一方、現状において、小規模な水道や井戸・湧水等で生活用水が確保されていることなどにより施設整備が遅れている地域も多く、給水施設を除いた未普及地域人口は約10万1千人となっている。

水道普及の推移

年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
普及率 (%)	88.7	88.8	88.8	88.9	89.3	89.8	90.2	90.2	90.4

イ 水質検査等維持管理の強化

水道事業者等には、安全で衛生的な水の供給を確保するため、水道法の規定により、定期及び臨時の水質検査の実施や水質検査施設の設置が義務づけられている。

水質基準項目は、平成15年5月30日に新水質基準に関する省令が公布され、改正前の46項目から50項目（※51項目）に拡充強化され、併せて、これらを補完するため、27項目に水質管理目標が設定された。

水質検査の実施状況は、上水道や公営簡易水道では問題ないものの、組合営簡易水道や専用水道、給水施設では十分ではなく、毎年、各地域毎に開催する水道施設等維持管理講習会により、水質検査の実施を指導している。

水道水源の水質監視は、平成5年に策定した大分県水道水質検査計画に基づき、県及び関係市町村が水質管理目標設定項目について検査を実施しており、顕著な汚染等はない。

また、水質検査施設は、一部の水道事業者しか設置しておらず、大多数の水道事業者では、厚生労働大臣登録検査機関に委託等して水質検査を行っている。

安全な水道水の供給を図るため、水質検査が適正に実施され水道水質の状況を把握するとともに水質検査体制の整備拡充を図っていく必要がある。

ウ 水道の計画的整備

本県は、地形が複雑で集落が点在するなどの地理的状況などから簡易水道や小規模な水道施設が多く、将来的にはこれらの水道施設の統合や広域化を図る必要がある。当面、全国的に見て低位にある水道普及率の早期向上を図るべく、特に普及率の低い過疎市町村における水道の普及を促進するため、簡易水道等施設整備費国庫補助事業を実施する市町村に対し、昭和54年度から県費による助成を行っている。

また、平成2年度からは、水源開発を目的とした「地下水試錐事業（テストボーリング）」に対しても助成を行っており、これらの支援を背景に水道の計画的な整備を進めていく中、1市町村1水道を基本に小規模水道等の公営水道への統合を推進する。

なお、水道の整備に当たっては、地震や渇水に強い水道施設の整備を促進するため、非常時用貯水槽や停電時用予備電源、水道事業間相互の連絡管など緊急時対策施設の整備を図るよう、また、水道施設の機能向上・漏水防止対策のために、老朽施設の改善、建築物の3階以上への直接給水など給水サービス向上を目指した施設整備を図るよう水道事業者を指導する。

5 閉鎖性水域などにおける水環境の保全

湖沼や閉鎖性が高い海域は、流入する生活排水や産業排水による汚濁物質が蓄積しやすいうえ、窒素、りん等の栄養塩の蓄積により、富栄養化が進行し、湖沼においては、アオコの繁殖による異臭味などの利水障害や、海域においては、赤潮等の発生により漁業被害が生じるおそれがある。したがって、これらの水域の水環境を保全するために、次の特別な対策を講じている。

(1) 瀬戸内海の水質汚濁対策

ア 総量削減計画

広域的な閉鎖性水域である瀬戸内海の水質汚濁を改善するため、昭和55年度以降、CODに関する総量規制を実施している。総量規制制度は、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づいて知事が総量削減計画を策定し、総量規制基準の設定や下水道整備等の施策を総合的、計画的に推進することによってCOD負荷量の削減を図るものである。

これまでに、第1次（昭和59年度目標）、第2次（平成元年度目標）、第3次（平成6年度）、第4次（平成11年度）及び第5次（平成16年度）の5次にわたるCOD負荷量の総量削減に加え、第5次からは総量規制項目として窒素含有量、りん含有量が新たに加えられた総量削減計画を定め、産業排水、生活排水等の負荷量の削減対策を実施してきた。

その結果、本県においては、いずれの総量削減計画においても、その削減目標量を達成している。（資料編 表 水質15）

しかし、瀬戸内海に依然として環境基準が未達成の水域があることから、平成19年

6月に平成21年度を目標年次とする第6次総量削減計画を策定し、COD、窒素及びびりんの削減目標量の達成を図ることとした。

**イ 総量規制基準**

総量規制基準は瀬戸内海区域の日平均排水量が50m<sup>3</sup>以上である指定地域内の特定事業場に対して適用され、次のような算式で許容される汚濁負荷量(L)が求められる。Cの値は、業種や施設の設置時期等に応じてきめ細かく設定されており、この値を段階的に強化することにより汚濁負荷量の削減を図っていく仕組みとなっている。なお、総量規制基準の遵守状況を把握するため、指定地域(瀬戸内海に接続する流域)内の事業場に対しては汚濁負荷量の測定・記録が義務付けられている。

$L = C \times Q$ <p>C：県知事が定める特定排出水のCOD、窒素含有量、りん含有量の濃度</p> <p>Q：特定排出水の最大水量</p>
---

この総量削減計画の達成状況を把握するため、毎年、発生負荷量管理等調査により、COD、窒素含有量及びびりん含有量の負荷量実績について、調査を実施している。

**ウ 瀬戸内海的环境保全に関する大分県計画**

瀬戸内海的环境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、瀬戸内海環境保全特別措置法による基本計画に基づき、昭和56年7月に瀬戸内海的环境保全に関する大分県計画を策定した。その後、総量削減計画の段階的な見直しに伴い、昭和62年12月、平成4年6月、平成8年7月、平成14年7月及び平成20年6月に大分県計画の変更を行った。(資料編 表 水質16)

**(2) 有明海の水質汚濁対策**

九州最大の閉鎖性海域である有明海については、平成12年度に深刻なノリの不作の問題が生じたことを契機として、海洋環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を目的とする「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」が平成14年に制定された。大分県は有明海に面していないが、有明海への流入河川である筑後川の上流域に位置することから、関係県として平成15年3月に「有明海の再生に関する大分県計画」を策定し、有明海的环境改善に資する施策を行っている。

なお、毎年度、改善事業の見直しに伴い、大分県計画の変更(平成20年6月)を行った。

**(3) 閉鎖性水域における里海・水環境創生事業**

環境省の里海創生支援海域に選定された中津干潟で平成20年度に実施したササヒビ漁復活等の取組を契機として、生物多様性等に対する県民の関心が高まりつつある。

平成21年度は、県民の関心のさらなる高揚に資するため、次の事業に取り組んだ。

**ア 山・川・海の流域環境の物質循環における干潟の海の有効性の理解を深めるため「里海シンポジウム」を開催した。**

**(ア)基調講演**

「里海」という言葉が問いかける海と人の関係」のテーマで講師から講演を受け里海を含む河川流域全体での物質循環についての理解をふかめることができた。

**(イ)シンポジウム**

各地方で活動を行っているパネリスト(下表)から「里海—海と人との繋がりを見つめなおす」のテーマで活動報告のあと参加者(会場)との意見交換を行った。

参加者は、種々の「里海」があることが理解でき、今後の活動の参考になった。

活動場所	所属	パネリスト氏名
中津干潟	大分県中津市	NPO法人水辺に遊ぶ会 足利由紀子
東京湾	東京都	NPO法人ふるさと東京を考える実行委員会 田中 克哲
遠州灘沿岸	愛知県豊橋市	NPO法人表浜ネットワーク 田中 雄二
日本海	福井県三国市	潜海漁業者(海女) 大井七世美

**イ みんなで作る環境基準**

水生生物による水質環境基準の類型指定を行うために、県民参加型で実施するとともに、観察会(12箇所)や講演会等を通じ啓発活動を行った。

**(ア)県民参加の魚介類等の生息調査**

身近で見られる魚介類を報告(ハガキ)してもらい、その結果を県下の魚介類等の生息状況に反映させた。

**(イ)類型指定**

県下全域の河川・湖沼・海の水生生物生息状況の文献調査を実施し、その結果に基づき大分川水系、大野川水系、大分市内等の24河川、芹川ダム1湖沼の魚介類等の生息調査を行い、平成22年度に告示を行った。

## 6 水環境の保全に関する調査研究の推進

公共用水域及び地下水の水質に係るデータベースを構築し、データ解析・調査研究を推進することにより、水環境保全に係る施策の立案や環境影響評価等に活用する。

## 7 生活排水対策の推進

人口の都市集中と産業の発展に伴い発生する生活排水量の増加は、生活環境の悪化をもたらすとともに、海や川などの水質汚濁の主要な原因の一つとなっている。このため、生活排水処理施設の整備を促進し、周辺環境の改善、公共用水域の水質保全に努めている。

### (1) 生活排水対策基本方針

県では、平成17年3月に、大分県生活環境の保全等に関する条例に基づき、「大分県生活排水対策基本方針」を策定した。

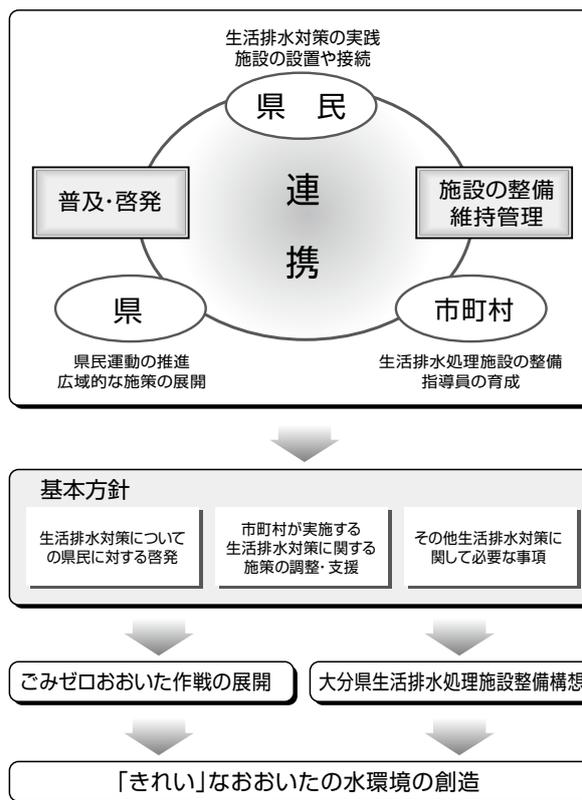
この方針は、生活排水対策の重要性を鑑み、「きれい」な水環境を創造し、次の世代に引き継ぐために、県民、市町村及び県が適切な役割分担のもとに連携し、生活排水による河川等の水質汚濁の防止を図る施策を総合的、計画的に実施するため、県としてなすべき基本的な事項について定めている。

特に、下水道の日の9月10日から浄化槽の日の10月1日を含む10月10日までの1か月間を「生活排水きれい推進月間」とし、各種啓発活動を集中的に行うこととしている。

基本方針の概要については、次のとおりである。

## 大分県生活排水対策基本方針

「きれい」な水環境を保全し、次の世代に引き継ぐために



### 県民・市町村・県の役割

区分	県民の役割	市町村の役割	県の役割
普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭及び地域での生活排水対策の実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水対策の普及・啓発</li> <li>生活排水対策の啓発に携わる指導員の育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民運動の推進等による生活排水対策の普及・啓発</li> </ul>
施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水処理施設への早期接続・設置</li> <li>単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水処理施設の整備</li> <li>生活排水処理施設への接続を促進するための施策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水対策に係る広域にわたる施策の策定</li> <li>市町村等が実施する生活排水処理施設整備への支援・調整</li> </ul>
施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽及び排水設備の適正な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水処理施設の適正な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水処理施設の適正な維持管理の指導</li> </ul>
その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>生活排水対策に関する情報の収集及び提供</li> <li>生活排水対策に関する調査研究及び処理技術の開発</li> </ul>

表2-1 j 公共下水道実施市町村一覧表

(平成23年3月31日現在)

	市町村名	処理区名	事業着手年度	処理人口		供用開始年月日	備考
				全体計画(千人)	現況(人)		
公共下水道	大分市	植田	S47~	99.00	67,939	S48.12.1	
		中央	S46~	125.00	80,905	S52.10.1	
		東部	S41~	157.00	78,583	S44.9.1	
		大在	S52~	83.00	24,500	H2.4.1	
		南部	S60~	42.00	20,398	H4.4.1	
		計		506.00	272,325		
	別府市	別府	S35~	118.00	75,059	S37.11.26	
	中津市	中津	S53~	69.60	27,287	S61.4.1	
	日田市	日田	S48~	43.10	43,792	S56.4.1	
	佐伯市	佐伯	S51~	42.60	19,842	S62.4.1	
	臼杵市	臼杵	S52~	28.20	16,508	S58.7.1	
	津久見市	津久見	S51~	19.20	10,374	H4.3.31	
	豊後高田市	豊後高田	S51~	9.50	8,526	H5.3.31	
	杵築市	杵築	H5~	13.10	6,555	H12.3.31	
	宇佐市	四日市・駅川	S59~	13.80	13,796	H4.3.31	
	由布市	大分		1.10	1,033	S53.4.5	大分市植田処理区へ
国東市	国東	H5~	4.60	4,534	H10.3.31		
日出町	日出	S51~	22.68	14,601	S61.4.1		
計			891.48	514,232			
特定環境保全下水道	中津市	山国	H18~	1.46	700	H23.4.1	
		三光	H7~H17	2.80	2,567	H11.4.1	完了事業(中津処理区へ)
	日田市	大山	H10~H18	1.50	976	H14.10.1	完了事業
	佐伯市	蒲江	H19~	2.35	0		
		鶴見	H3~H17	3.50	2,783	H9.3.31	完了事業
		上浦	H8~H19	1.71	1,543	H12.4.1	完了事業
	臼杵市	野津	H5~	3.30	2,132	H13.3.30	
	豊後高田市	真玉	H13~	2.30	1,486	H19.3.31	
		香々地	H13~	1.80	1,086	H19.3.31	
	杵築市	山香	H5~	3.40	2,418	H13.3.30	
	宇佐市	安心院	H5~H21	2.23	2,087	H13.3.30	完了事業
	豊後大野市	田中	H8~H16	1.60	1,189	H11.3.31	完了事業
	国東市	伊美	H5~H14	2.15	1,726	H10.3.27	完了事業
		武蔵東部	H3~	5.60	4,779	H9.3.20	
		安岐	H4~	6.80	6,066	H11.3.31	
姫島村	姫島	H4~H12	2.80	1,985	H8.3.19	完了事業	
計			45.30	33,523			

(2) 生活排水処理施設の整備

県では、平成22年3月に策定した「大分県生活排水処理施設整備構想2010」に基づき、効率的・計画的な生活排水処理施設の整備を推進しており、本県の平成22年度末現在の生活排水処理率は67.2%となっている。

ア 公共下水道の推進

(ア) 公共下水道の事業実施・整備状況

現在11市1町で公共下水道事業を実施しており、そのすべてで供用を開始している。

また、特定環境保全公共下水道事業は、6市が事業を実施中で、既に10市村で供用を開始している。(表2-1j)

(イ) 公共下水道普及促進の施策

下水道の整備を促進するため、下水道事業を実施している市町村に対し、県費助成制度である「下水道整備緊急促進事業」により、財政負担の軽減を図っている。

さらに、財政力が弱く一定条件を満たす過疎町村に対して、終末処理場や幹線管渠を県が代行して建設する「下水道県過疎代行事業」を平成4年度から実施してきた。

また、近接する市町村が共同して経済的かつ効率的に下水道を管理するいわゆる「下水道船団方式事業」を平成6年度から杵築市(旧杵築市)と国東市(旧国見町、旧国東町、旧武蔵町、旧安岐町)、姫島村で、平成10年度から臼杵市(旧野津町)と豊後大野市(旧大野町)で実施している。

イ 農業集落排水事業の推進

公共用水域の水質保全を図るとともに、農村の生活環境を改善し、活力ある農村社会を形成するため、農村集落におけるし尿、生活雑排水などを処理する施設の整備を行う農業集落排水事業を昭和59年度から実施している。(表2-1k)

ウ 漁業集落排水事業の推進

近年、漁業集落からの家庭排水等による港内汚濁が進行しており、漁業活動への影響が懸念されることから、漁港及び周辺水域への汚濁負荷の軽減と漁村の生活環境改善を図るため、汚水処理に必要な施設の整備を行う漁業集落排水事業に取り組んでいる。(表2-1l)

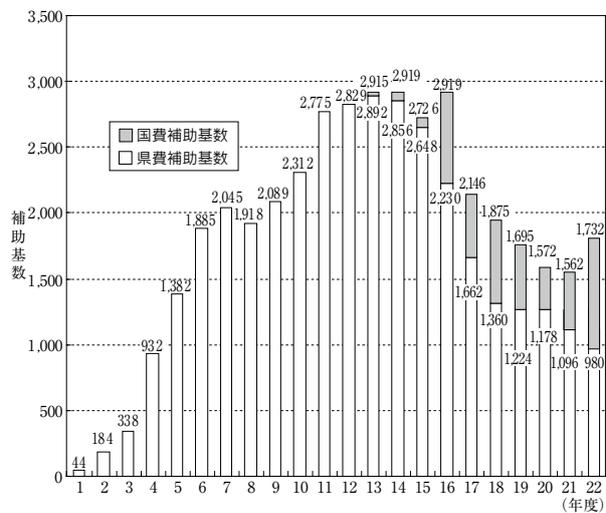
エ 浄化槽の普及促進

浄化槽は、個別処理の生活排水処理施設として重要な役割を担っている。

県では、国庫補助事業の実施に伴い、平成元年度から浄化槽の設置整備に対する補助制度を創設し、さらに平成15年度からは、浄化槽市町村整備推進事業を補助対象とし、個人設置型と併せて市町村設置型浄化槽の普及を推進している。

この補助制度による浄化槽の設置基数は、図2-1mのとおりであり、平成22年度には17市町で980基が設置された。(国庫補助では1,732基)

図2-1m 浄化槽設置整備事業補助基数の推移



(3) 生活排水対策重点地域の指定

水質汚濁防止法の規定に基づき、平成3年度に大分市と湯布院町、平成4年度に中津市と臼杵市、平成5年度に竹田市、平成9年度に佐伯市、平成11年度に豊後大野市(旧三重町)を生活排水対策重点地域に指定した。

表2-1 k 農業集落排水事業実施市町村一覧表

(平成23年3月31日現在)

市町村名	処理区名	事業着手 年 度	処理人口(人)		供用開始 年 月 日	備 考
			全体計画 (定住人口)	現 況 (定住人口)		
大 分 市	内 植 田	H18~H22	222	168	H23. 4	完了事業
	吉野外1地区	H 5~H18	2,265	1,716	H11. 4	完了事業
中 津 市	平田外7地区	H 4~H20	5,605	4,738	H 8. 3	完了事業
日 田 市	三ノ宮外1地区	H 6~H17	3,639	2,611	H 9. 4	完了事業
佐 伯 市	久留須外9地区	S59~H20	8,495	7,985	S61. 4	完了事業
白 杵 市	王子外1地区	H 6~H18	1,889	1,521	H11. 4	完了事業
竹 田 市	桜町外1地区	H 7~H15	2,173	1,958	H12. 4	完了事業
豊後高田市	白 野	H10~H16	976	933	H16. 6	完了事業
杵 築 市	立石外2地区	H 4~H16	2,905	2,407	H 9. 6	完了事業
宇 佐 市	山城外4地区	H 6~H20	4,670	4,074	H10. 4	完了事業
豊後大野市	馬場外6地区	S59~H17	4,056	3,308	H 2. 1	完了事業
由 布 市	三船外2地区	S63~H 9	1,925	1,545	H 3. 4	完了事業
国 東 市	朝 来	H 9~H20	568	408	H14. 3	完了事業
日 出 町	原 山	H 4~H 9	895	933	H 9. 3	完了事業
計			40,283	34,305		

表2-1 l 漁業集落排水事業実施市町村一覧表

(平成23年3月31日現在)

市町村名	処理区名	事業着手 年 度	処理人口(人)		供用開始 年 月 日	備 考
			全体計画 (定住人口)	現 況 (定住人口)		
佐 伯 市	浪 太	H16~H24	367	0		
	大島他9地区	S59~H20	3,723	2,392	S62. 4	完了事業
白 杵 市	泊 ケ 内	H 7~H11	200	135	H12. 7	完了事業
豊後高田市	松 津	H 5~H 9	154	89	H11. 4	完了事業
姫 島 村	大海他2地区	H 5~H 8	556	419	H 7. 6	完了事業
日 出 町	大 神	S63~H 6	1,000	893	H 6. 3	完了事業
計			6,000	3,928		

## 8 浄化槽の設置と維持管理

### (1) 浄化槽の設置状況（平成22年度）

浄化槽については、ライフスタイルの多様化、高度化により便所の水洗化が進む一方で、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が行われている。設置基数は図2-1n及び表2-1oのとおり、平成22年度末においては、約13万4千基で、前年と比較すると約5000基の減少である。

また、国及び県の合併処理浄化槽の設置整備補助事業を活用して、平成22年度（H23.3.31現在）には大分市ほか13市3町が設置者に対する補助事業を実施している。

図 2-1n 浄化槽設置基数の推移

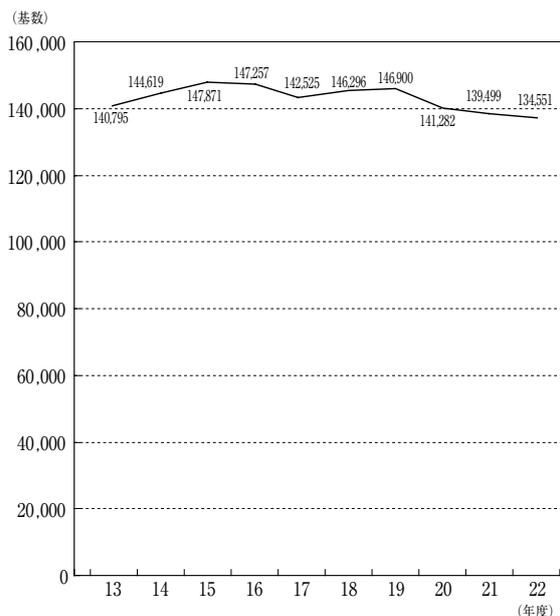


表2-1o 浄化槽の規模別・種類別設置状況（22年度末現在）

### (1) 旧構造基準適用のもの（昭和56年7月建設省告示1292号前）

（平成22年3月31日現在）

種類	人槽	合計	規模別											
			5 ~ 20	21 ~ 100	101 ~ 200	201 ~ 300	301 ~ 500	501 ~ 1000	1001 ~ 2000	2001 ~ 3000	3001 ~ 4000	4001 ~ 5000	5001 ~ 10000	10001 ~
単独	腐敗型	7,675	5,977	1,542	107	24	14	7	4					
	ばっ気型	18,070	15,491	2,443	94	23	17	2						
	その他	11	10	1										
	小計	25,756	21,478	3,986	201	47	31	9	4	0	0	0	0	0
合併	散水ろ床	0												
	活性汚泥	186	2	29	74	31	27	14	4	2	2		1	
	その他	4				1		1	2					
	小計	190	2	29	74	32	27	15	6	2	2	0	1	0
合計		25,946	21,480	4,015	275	79	58	24	10	2	2	0	1	0

(2) 新構造基準適用のもの（昭和56年7月建設省告示1292号後）

種類	人槽	合計	処理能力													
			5 ~ 10	11 ~ 20	21 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 200	201 ~ 300	301 ~ 500	501 ~ 1,000	1,001 ~ 2,000	2,001 ~ 3,000	3,001 ~ 4,000	4,001 ~ 5,000	5,001 ~ 10,000	10,001 ~
単 独	分離接触ばっ気	38,785		34,024	4,507	159	74	10	10		1					
	分離ばっ気	11,307		10,814	444	38	8	3								
	散水ろ床	4		3		1										
	その他	4		3	1											
	小計	50,100		44,844	4,952	198	82	13	10	0	1	0	0	0	0	0
合 併	分離接触ばっ気	1,286	214	358	697	9	7	1								
	嫌気ろ床接触ばっ気	19,975	19,486	359	123	1	2	1	2	1						
	脱窒ろ床接触ばっ気	0														
	回転板接触	2									2					
	接触ばっ気	1,874		17	13	916	535	219	119	36	17	2				
	散水ろ床	0														
	長時間ばっ気	203				22	30	41	60	24	18	4	3		1	
	標準活性汚泥	19				1	1	1	3	3	7	1	1			1
	接触ばっ気・砂ろ過	0														
	凝集分離	0														
	接触ばっ気・活性炭	0														
	凝集分離・活性炭	0														
	硝化液循環	0														
3次処理脱窒・脱磷	0															
その他	35,146	31,763	1,035	1,773	350	121	42	26	19	12	5					
	小計	58,505		53,232	2,606	1,299	696	305	210	83	56	12	4	0	1	1
	合計	108,605		98,076	7,558	1,497	778	318	220	83	57	12	4	0	1	1

単独と合併の計

種類	人槽	合計	処理能力											
			5 ~ 20	21 ~ 100	101 ~ 200	201 ~ 300	301 ~ 500	501 ~ 1,000	1,001 ~ 2,000	2,001 ~ 3,000	3,001 ~ 4,000	4,001 ~ 5,000	5,001 ~ 10,000	10,001 ~
単	独	75,856	66,322	9,136	283	60	41	9	5	0	0	0	0	0
合	併	58,695	53,234	3,934	770	337	237	98	62	14	6	0	2	1
	計	134,551	119,556	13,070	1,053	397	278	107	67	14	6	0	2	1

(2) 合併処理浄化槽の設置の推進

平成12年6月の浄化槽法改正（平成13年4月1日施行）により、単独処理浄化槽の新設は廃止された。また、あわせて既設単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽へと転換するよう努力義務が設けられた。こうした状況の中で既設単独処理浄化槽の廃止に向けて市町村、関係業界と連携しつつ、啓発等の取組を進めている。

(3) 浄化槽の維持管理に関する指導

ア 立入検査等

浄化槽法においては、浄化槽管理者等に対して浄化槽が適正に管理等されるよ

う、法律の施行に必要な限度において立入検査等ができることとされており、平成22年度は99件、保健所職員及び権限移譲市職員が立入検査を行った。浄化槽の保守点検業者については、「浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例」に基づき適正な保守点検業務の指導をしており、平成22年度末現在の登録業者数は135業者となっている（大分市を除く）。

また、浄化槽法に基づく知事指定検査機関（財団法人大分県環境管理協会）によって、法第7条及び法11条の規定による浄化槽の外観、機能及び水質等に関する検査が実施されている。

イ 法定検査

浄化槽は、適正に設置されているか（7条検査）、保守点検・清掃が適正に実施されているか（11条検査）を確認するため、知事指定検査機関（財団法人大分県環境管理協会）の検査を受けなければならないことになっている。

平成22年度の法定検査受検状況は、表2-1pのとおりで、7条検査の実施率は、平成22年度中検査対象となった2,657基中2,657基で100%、また11条検査は141,282基

中44,915基で31.8%と前年度（29.8%）より伸びている。検査結果については表2-1qのとおりで、不適正件数が7条検査で110基、11条検査で3,316基となっている。

ウ 今後の方針

浄化槽の法定検査は、浄化槽対策を進める上で必要な検査であることから、浄化槽管理者に対し啓発、指導を強化し受検の促進を図ることとしている。

表2-1p 検査実施件数（保健所）

（平成22年度）

保健所	検査区分	7条検査				11条検査			
		件数	判定			件数	判定		
			適正	おおむね適正	不適正		適正	おおむね適正	不適正
東 部 保 健 所		246	189	23	34	3,051	2,262	396	393
国 東 保 健 部		90	81	7	2	1,344	1,055	127	162
中 部 保 健 所		124	105	16	3	2,103	1,667	198	238
由 布 保 健 部		148	117	28	3	2,823	2,342	293	188
南 部 保 健 所		215	165	48	2	5,329	4,114	713	502
豊 肥 保 健 所		112	92	14	6	2,228	1,933	193	102
西 部 保 健 所		147	119	20	8	4,928	3,804	800	324
北 部 保 健 所		421	363	32	26	7,320	5,945	939	436
大 分 市		846	691	138	17	9,241	7,473	1,160	608
日 田 市		79	63	14	2	2,749	2,330	297	122
豊 後 高 田 市		68	58	5	5	958	783	101	74
豊 後 大 野 市		161	134	25	2	2,831	2,424	240	167
姫 島 村						10	9	1	
計		2,657	2,177	370	110	44,915	36,141	5,458	3,316

表2-1q 維持管理別判定結果

管理状況	計	7条検査			計	11条検査		
		判定				判定		
		適正	おおむね適正	不適正		適正	おおむね適正	不適正
管 理 契 約 有	2,577	2,176	369	32	43,758	36,068	5,407	2,283
管 理 契 約 無	78			78	1,010			1,010

9 漁場環境保全の現況と対策

(1) 赤潮・貝毒及び油濁の発生状況

赤潮については、平成22年度豊後水道を中心に24件が確認され、その状況は表2-1のとおりである。確認されたプランクトンは9属11種で、このうち有害種では、主に、ヘテロシグマ・アカシオが8回、コクロディニウム・ポリクリコイデス及びカレニア・ミキモトイが各3回発生した。うち漁業被害は2件発生し、コクロディニウム・ポリクリコイデスにより養殖中のシマアジが、カレニア・ミキモトイにより養殖中

のヒラメ、トラフグ、カワハギ等や蓄養中のマサバ等がへい死する被害を受けた。（表2-1r）

貝毒については、平成23年1月27日に佐伯市蒲江南部海域の猪串湾、小蒲江湾、蒲江湾の天然二枚貝から、同年2月10日に同海域名護屋湾の天然二枚貝から、また、同年2月17日に佐伯市蒲江南部海域の養殖ヒオウギガイから国の規制値（4.0MU/g）を越える貝毒力が検出されたことより、採捕、出荷自主規制措置を講じた。（その後、検査の結果、猪串湾等の天然二枚貝が同年4月28日（蒲江湾天然タイラギのみ2月24日）、名護屋湾の天然二枚貝が同年

4月7日、養殖ヒオウギガイが同年4月21日に解除された)

なお、平成11年に佐伯市蒲江森崎地先のムラサキガイから規制値を超える貝毒が検出され、出荷・採捕の自主規制が行われているが、この措置は22年度も継続して行われている。

油濁については、平成22年7月1日に津久見市の津久見港において、作業中の貨物船からバラスト水に混入していた油が流出したが、大分海上保安部等が吸着マットで回収した。

(2) 漁業公害調査と指導

水産研究部及び同浅海・内水面グループにより、海面11定点、内水面3定点において水温、pH、DO等の定期観測を行うとともに、県漁協各支店から環境情報の提供を受けるなど漁場環境の監視、情報収集等を行った。

(3) 赤潮情報交換と予察

赤潮の発生に伴う漁業被害の防止と軽減を目的に、連絡体制の整備を行うとともに、市町村、漁協等を対象とした研修会を開催した。

また、赤潮発生機構の解明を図るため、水産研究部及び同浅海・内水面グループにより、プランクトンの発生状況、水質等に関する定期調査を実施した。過去に大きな漁業被害をもたらしたプランクトンについては、水産庁の委託事業により関係各県と共同で調査研究を実施した。

(4) 沿岸漁場保全対策

生活関連廃棄物の堆積等により効用の低下している沿岸漁場の生産力を回復させるため、漁場の保全対策を講じている。

ア 漁場クリーンアップ事業（非公共）

平成22年度は、2市で漁場約10,500haの清掃等を実施した。

イ 漁民の森づくり活動推進事業（非公共）

豊かな漁場を維持するうえで、重要な役割を果たす森林を育成保護するため、植樹、下刈り等を実施した。平成22年度は、1地区で下刈り等を実施した。

表2-1r 赤潮発生状況

(平成22年度)

発生期間	発生海域	赤潮構成種名	漁業被害の有無
5/17～ 7/12	豊後水道（猪串湾）	コクロディニウム ポリクリコイデス	有
6/23～ 6/30	別府湾	プロロセントラム デンタータム	無
6/29～ 7/ 3	周防灘	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/ 1～ 7/14	周防灘	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/ 1～ 8/ 2	豊後水道（佐伯湾）	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/ 1～ 8/ 9	豊後水道（名護屋湾）	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/ 1～ 7/26	豊後水道（猪串湾）	プロロセントラム デンタータム	無
7/ 7～ 7/21	豊後水道（臼杵湾）	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/14～ 7/23	豊後水道（津久見湾）	メソディニウム ルブラン	無
7/16～ 7/22	豊後水道（米水津湾）	ヘテロシグマ アカシオ	無
7/28～ 8/19	豊後水道（入津湾）	プロロセントラム デンタータム	無
8/ 2～ 8/19	周防灘	シャットネラ アンティーカ シャットネラ マリーナ シャットネラ オバータ	無
8/ 5～ 8/16	豊後水道（佐伯湾）	メソディニウム ルブラン	無
8/ 5～ 8/20	伊予灘	カレニア ミキモトイ	無
8/ 5～ 8/10	豊後水道（入津湾）	ヘテロシグマ アカシオ	無
8/ 6～ 8/20	伊予灘	ヘテロシグマ アカシオ	無
8/11～ 9/ 3	豊後水道（臼杵湾）	カレニア ミキモトイ	無
8/24～ 9/24	豊後水道（入津湾）	カレニア ミキモトイ	有
10/ 7～10/13	豊後水道（入津湾）	プロロセントラム デンタータム	無
10/18～11/ 4	豊後水道（米水津湾）	コクロディニウム ポリクリコイデス	無
11/29～ 1/24	豊後水道（猪串湾）	コクロディニウム ポリクリコイデス	無
1/24～ 2/28	豊後水道（猪串湾）	ギムノディニウム・カテナータム	無
2/21～ 2/28	豊後水道（津久見湾）	ユートレプティエラ sp.	無
3/31～ 4/ 4	豊後水道（佐伯湾）	ストロビリディウム sp.	無

## 10 公害被害の救済の状況

### ア 制度の沿革

公害による健康被害者については、「公害健康被害の補償等に関する法律」で保護されているが、大分県は、この法律の適用を受ける地域として指定されていない。

しかし、県は独自に、原因者が不明の公害による被害の救済を図るために、昭和48年12月に、「大分県公害被害救済措置条例」を制定するとともに、大分県公害被害救済等基金を設置した。この制度では、大気汚染による健康被害及び水質汚濁による漁業被害を救済の対象としているが、健康被害については、条例の適用を受ける地域を指定していないので、具体的に運用されたことはない。

漁業被害については、県の沿岸海域を救済対象地域とし、救済制度の適用を受ける漁業被害の原因を、油濁、赤潮、水質又は底質の悪化及び有害物質の蓄積の4種類に限定している。救済の対象者は、これらにより被害を受けた漁業者又は漁業協同組合である。

なお、漁業被害の救済対象のうち油濁被害については、昭和50年3月に「財団法人漁業油濁被害救済基金」が設置され、被害の救済が図られるようになり、この基金の適用を受けるものは、これに移行した。

また、異常かつ長期間にわたる赤潮被害対策として、昭和52年3月に「大分県公害被害救済等基金条例」等の一部を改正し、赤潮の発生に伴う漁業環境保全事業及び赤潮被害緊急防止事業に対して補助金を交付できることとした。

さらに、平成17年は陸上養殖魚類にも赤潮による大きな被害が発生したことから、平成17年9月に条例を改正し、陸上養殖魚類に対しても被害の救済が図られるようにした。

### イ 基金の運用

公害被害救済等基金は、当面、漁業被害に係る救済事業を行うため、昭和49年度以降、県、沿岸市町村（22旧市町村）及び関係企業（沿岸部市町村に立地する主要企業）からの拠出金により積立てを行ってきたが、昭和60年度には目標額の5億円に達し、現在では、その果実で運用している。

### ウ 漁業被害の救済の状況

公害被害救済等基金による漁業被害補填状況、赤潮被害対策事業の補助金の交付状況は表2-1s、表2-1tに示すとおりであり、これまでに約348百万円の被害補填、約7百万円の補助金の交付を行っている。

表2-1s 漁業被害の補填状況

(昭和50年度～平成22年度)

年度	被害発生期間(月日)	関係支店数(関係漁協数)	申請件数	申請被害額(千円)	補填額(千円)
50	5.25 - 6.30	6	263	13,511	10,162
51	5.24 - 9.12	7	217	38,978	24,235
52	5.12 - 7.10	1	96	9,414	8,065
54	8.13 - 8.23	3	3	123,790	27,100
56	6. 9 - 6.28	7	589	69,271	14,855
57	7.26 - 8. 2	11	139	255,783	16,993
60	7.11 - 8.19	26	499	486,373	56,793
61	7.19 - 8.20	6	67	35,003	8,490
元	8. 4 - 8.19	3	69	31,041	12,199
3	10.18 - 10.19	1	1	17,403	6,021
9	7.16 - 7.25	1	3	4,518	2,623
10	8.16 - 8.22	2	2	1,432	1,031
13	7.29 - 8.10	2	12	152,816	5,153
15	8. 7 - 8. 9	1	1	1,496	667
17	7.25 - 8.10	3	19	353,743	50,076
18	5.16 - 6. 5	2	4	17,800	4,000
	7.20 - 8. 7	7	13	156,262	43,403
19	7. 1 - 7.10	1	6	113,403	18,036
	7.10 - 7.12	1	4	2,929	1,925
20	3.17 - 6. 3	2	3	10,659	2,982
	7. 2 - 8. 6	7	8	80,831	20,597
21	7.17 - 7.30	2	3	24,736	7,764
22	8.27 - 9.24	2	13	17,134	5,072
合計		104	2,034	2,018,326	348,242

備考 上記の表に記載のない年度は、被害額の申請がなかった。

表2-1t 赤潮被害対策事業の補助金交付状況

(昭和60年度～平成22年度)

年度	被害発生期間(月日)	関係支店数(関係漁協数)	事業実施件数	補助金申請額(千円)	補助金交付額(千円)
60	7.16 - 8.13	2	3	1,300	1,300
61	7.30 - 8.21	3	4	1,085	1,085
元	8.31 - 9. 6	2	2	1,919	1,919
10	8.16 - 8.25	1	2	806	806
17	7.27 - 8.16	2	2	1,240	1,240
18	7.20 - 8.10	1	1	520	520
20	7.31 - 8.11	1	1	570	570
合計		12	15	7,440	7,440

備考 上記の表に記載のない年度は、補助金の交付申請がなかった。

## 第2項 土壌環境保全対策等の推進

### 1 土壌汚染対策の推進

近年、土壌汚染対策の確立を求める社会的要請が強まる中、人の健康の保護と環境の保全を確保するため、土壌汚染の状況の調査、土壌汚染に係る指定区域の指定等を内容とする「土壌汚染対策法」が、平成15年2月15日から施行されている。

平成23年3月31日現在、県内には同法に基づく指定区域はないが、土壌汚染の実態が確認された場合は、汚染の状況に応じて、土壌の浄化、汚染物質の封じ込めや地下水のモニタリングを汚染原因者に指導するなど、適切な対策の実施に努めている。

平成22年4月1日からは改正土壌汚染対策法が施行され、土壌汚染の状況の把握のための制度が拡充された他、規制対象区域の分類等により講ずべき措置の内容が明確化された。また、規制対象区域から搬出される土壌の適正処理の確保のため、搬出の事前届出制、管理票の交付・保存の義務化、汚染土壌処理業についての許可制度等が新設された。

農用地の土壌汚染については、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」によりカドミウム、銅及び砒素が特定有害物質として定められており、必要に応じて土壌汚染防止対策を実施している。

県内では、長谷緒地域（豊後大野市緒方町）が昭和58年3月に「農用地土壌汚染対策地域」に指定されたが、昭和61年度から平成2年度まで公害防除特別土地改良事業を実施し、確認調査結果に基づき、平成6年3月に対策地域指定が解除されたので、現在、県内には指定地域はない。

地盤沈下については、「工業用水法」及び「ビル用水法」により、地下水の採取規制が行われてきたが、未然防止の面からは十分でなく地盤沈下とこれに伴う被害が著しく、緊急に防止する必要がある地域も見られるため、昭和56年11月に地盤沈下防止等対策関係閣僚会議が設置された。その後、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部については、地盤沈下防止等対策要綱に基づき各種対策が講じられ今日に至っている。

なお、県内においては、顕著な地盤沈下の事例は見られない。

## 第3節 化学物質による環境汚染の防止

人類がこれまでに作り出した化学物質は膨大な数にのぼり、さらに年々新しい化学物質が開発されている。これら化学物質は、様々な用途に有用性を持ち、現代生活のあらゆる面で利用され、人類の生活の向上に寄与している。その反面、化学物質の中には、その製造、流通、使用、処理等のあらゆる過程で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物濃縮などにより、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあり、これらの有害物質による環境汚染が強く懸念されることから、種々の調査・対策を行っている。

### 1 化学物質の状況

#### (1) ダイオキシン類調査

##### ア ダイオキシン類対策の概況

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、廃棄物など物の焼却の過程で非意図的に生成してしまう物質である。環境中の濃度は微量であり、通常の生活における暴露レベルでは、健康影響を生じるおそれは少ないが、発ガン性や催奇形性を有することから、適切な対応が求められている。

このため国においては、平成11年3月のダイオキシン対策関係閣僚会議において、平成14年度までにダイオキシン類の排出総量を平成9年に比べて約9割削減することを目標とする「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定した。さらにダイオキシン対策の一層の推進を図るため、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定、平成12年1月から施行された。

法では、耐容1日摂取量（ヒトが一生涯にわたり毎日摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断される1日当たりの摂取量）や大気、水質、土壌の環境基準が定められるとともに、廃棄物焼却炉等の排出ガス・排出水の規制基準、汚染土壌等に関する措置等が定められた。

これを受けて県では、市町村等のごみ焼却施設に対する削減指導を行うなど、ダイオキシン類の主要な発生源である廃棄物焼却炉の指導を強化した。

また、知事に環境中のダイオキシン類の常時監視が義務づけられたことから、ダイオキシン類分析室と分析装置を衛生環境研究センターに整備し、平成12年度から、廃棄物焼却施設の周辺地域や一般の環境における大気、河川、海域、土壌等について総合的に調査を実施し、公表している。

これらの対策の結果、平成21年の全国でのダイオキシン類の排出量は平成9年に比べ、9割以上削減された。（平成21年度の排出量は、158～161g-TEQ/年と推測されている。）

イ 調査結果概況

県下のダイオキシン類汚染の実態を把握するため、平成22年度は県下の大気、河川、湖沼、海域の水質と底質、地下水及び土壌の一般環境調査及び発生源周辺

表3a ダイオキシン類の環境基準等

環境質	基準値
大気	年平均値0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質	年平均値 1pg-TEQ/L以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
底質	150pg-TEQ/g以下
備考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値（TEQ）とする。	
2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。	
3 土壌については、環境基準が達成されている場合であって、土壌のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	
4 耐容1日摂取量（TDI）は、4pg-TEQ/kg/日である。	

環境調査を実施した。環境基準を表3aに示す。

なお、大分市内の調査は、大分市等が実施した。

(ア) 大気

県下の6市9地点において、一般環境及び発生源周辺の大気環境調査を実施した。

各調査地点ごとの年平均値を資料編 表大気11 (1) 大気 アに示す。各地点の年平均値は、0.013～0.029pg-TEQ/m<sup>3</sup>の範囲内にあり、すべての調査地点で環境基準（年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること）を達成した。

(イ) 水質

16河川23地点、1湖沼1地点、2海域2地点、地下水26地点において水質調査を実施した。各地点の測定値は0.024～0.25pg-TEQ/Lの範囲内にあり、すべての調査地点で水質環境基準（年平均値が1pg-TEQ/L以下であること）を達成した。

なお、平成16年度に環境基準を超過した大分市の1地点については、大分市が追跡調査を実施している。

調査結果は資料編 表大気11 (2) 水質 イ ①②に示す。

(ウ) 底質

9河川12地点、1湖沼1地点、2海域2地点において底質調査を実施した。各地点の測定値は0.22～6.3pg-TEQ/gの範囲内にあり、すべての調査地点で底質の環境基準（150pg-TEQ/g以下であること）を達成した。調査結果は資料編 表大気11 (3) 底質 ウに示す。

(エ) 土壌

公園等15地点において土壌調査を実施した。各地点の測定値は0.0068～5.2pg-TEQ/gの範囲内にあり、すべての調査地点で土壌環境基準（1,000pg-TEQ/g以下であること）を達成した。

調査結果は資料編 表大気11 (4) 土壌 エに示す。

ウ 特定事業場の監視・指導

(ア) 特定施設の届け出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出の状況は、表3b及び表3cに示すとおり、大気基準適用施設は84特定事業場の107特定施設、水質基準適用

表3b 大気基準適用の特定施設

特定施設の種類		特定施設数	特定事業場数
廃棄物焼却炉（焼却能力別）	4000kg/時以上	10（9）	5（4）
	2000kg/時以上4000kg/時未満	15（2）	9（2）
	2000kg/時未満	77（29）	67（24）
焼結鉄の製造用焼結炉		2（2）	1（1）
アルミニウム合金の製造用溶解炉		3（2）	2（1）
合 計		107（44）	84 -

※注1）平成23年3月31日現在 ※注2）特定事業場数には重複がある。 ※注3）（ ）内は大分市分

表3c 水質基準適用の特定施設

特定施設の種類		特定施設数	特定事業場数
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		1（1）	1（1）
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち	イ- 廃ガス洗浄処理施設	7（7）	3（3）
	ロ- 湿式集じん施設	10（10）	3（3）
廃棄物焼却炉から排出される灰の貯留施設（污水又は廃液を排出するもの）		2（2）	2（2）
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		3（3）	2（2）
合 計		23（23）	11 -

※注1）平成23年3月31日現在 ※注2）特定事業場数には重複がある。 ※注3）（ ）内は大分市分

表3d 排ガス測定結果の報告内容

（単位：ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>）

特定施設の種類		施設数	測定結果	基準値	
廃棄物焼却炉（焼却能力別）	4000kg/時以上	10（9）	0.0000053~0.11	既設：1	新設：0.1
	2000kg/時以上4000kg/時未満	14（2）	0.00013 ~4.8	既設：5	新設：1
	2000kg/時未満	46（13）	0.0000039 ~7.3	既設：10	新設：5
焼結鉄の製造用焼結炉		2（2）	0.0029 ~0.10	既設：1	新設：0.1
アルミニウム合金の製造用溶解炉		2（1）	0.058 ~0.13	既設：5	新設：1
合 計		74（27）	—	—	

表3e ばいじんの測定結果

（単位：ng-TEQ/g）

特定施設の種類		施設数	測定結果
廃棄物焼却炉（焼却能力別）	4000kg/時以上	3（2）	0.29 ~ 1.6
	2000kg/時以上4000kg/時未満	7（0）	0 ~ 45
	2000kg/時未満	25（6）	0 ~ 45
合 計		35（8）	—

表3f 焼却灰等の測定結果

（単位：ng-TEQ/g）

特定施設の種類		施設数	測定結果
廃棄物焼却炉（焼却能力別）	4000kg/時以上	7（6）	0.000024 ~ 0.079
	2000kg/時以上4000kg/時未満	6（1）	0.000074 ~ 0.29
	2000kg/時未満	38（10）	0 ~ 2.4
合 計		51（17）	—

表3g 排出水の測定結果

（単位：pg-TEQ/L）

特定施設の種類		報告事業場数	測定結果
カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設		0（0）	—
廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設		2（2）	0.18 ~ 0.59
水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設		2（2）	0.0015 ~ 0.025
合 計		4（4）	—

※（ ）内は大分市分

施設は11特定事業場の23特定施設である。

(イ) 特定施設設置者による測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設の設置者は、毎年1回以上ダイオキシン類の測定を行い、その結果を知事（大分市内は大分市長）に報告し、知事（大分市長）はその結果を公表することとなっている。

平成22年度の排ガスの測定結果については74施設から報告があり、すべての施設でダイオキシン類の排出基準に適合していた。（表3d 参照）

排水水の測定結果は、4特定事業場から報告があり、すべての事業場で排水基準に適合していた。（表3g 参照）

ばいじんの測定結果は35施設から報告があり、測定結果は0～45 ng-TEQ/gの範囲であった。（表3e 参照）

焼却灰及び燃え殻の測定結果は、51施設から報告があり、測定結果は0～2.4ng-TEQ/gの範囲であった。（表3f 参照）

なお、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻のうち、ダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/gを超えるものは、特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物として取り扱われる。

(2) 化学物質に関する環境汚染実態調査

国においては、平成12年12月に策定された「環境基本計画」において、不確実性を伴う環境問題の一つとして捉え、その対処は今日の環境政策の重要な課題であるとされている。国は、昭和49年度から化学物質環境汚染実態調査により化学物質の一般環境中の残留状況を調査し、公表してきた。平成14年度

からは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」や環境リスク評価等の施策に直結するための初期環境調査、詳細環境調査及びモニタリング調査が実施されている。

本県では、環境省から試料採取の委託を受け、大分川河口の水質、底質、魚類（スズキ）について、試料採取を行ってきたほか、本年度は大気についても試料採取を行った。また、平成元年度からは未規制の化学物質についてつぎのとおり県独自の調査を実施している。

ア 未規制化学物質調査（有機スズ化合物）

有機スズ化合物は、船底塗料や漁網への効果の高い防汚剤として使用されていたが、昭和60年度の環境庁調査（生物モニタリング）において、魚介類からトリブチルスズ化合物が比較的高濃度で検出されたため、国の関係省庁及び業界団体において昭和62年2月以降使用自粛の措置が取られた。更に昭和63年4月以降順次、トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく指定化学物質となり、現在ビス（トリブチルスズ）=オキシド（TBTO）が第1種特定化学物質に指定されて解放系用途への使用が禁止されるとともに、トリフェニルスズ化合物7物質及びTBTOを除くトリブチルスズ化合物13物質が第2種指定特定化学物質に指定され、製造輸入数量等の規制が行われている。

本県においては、平成4年度から海域での有機スズ化合物（トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物）の調査を実施しており、平成22年度の調査結果は表3hのとおりであり、国が水生生物の

表3h 未規制化学物質調査（有機スズ化合物）

水 域 名	測 定 地 点	調 査 年 月 日	調 査 結 果 (μg/L)		水 域 名	測 定 地 点	調 査 年 月 日	調 査 結 果 (μg/L)	
			トリブチルスズ化合物 (TBT <sup>+</sup> )	トリフェニルスズ化合物 (TPP <sup>+</sup> )				トリブチルスズ化合物 (TBT <sup>+</sup> )	トリフェニルスズ化合物 (TPP <sup>+</sup> )
豊前地先	SUSt-6	22.7.5	<0.003	<0.004	佐伯湾(甲)	SSSt-2	22.6.1	<0.003	<0.004
		23.1.21	<0.003	<0.004			22.12.7	<0.003	<0.004
国東半島地先	KSt-1 KSt-3	22.7.7	<0.003	<0.004	佐伯湾(丁)	SSSt-9	22.6.1	<0.003	<0.004
		23.1.12	<0.003	<0.004			22.12.7	<0.003	<0.004
別府港	BSt-9	22.8.3	<0.003	<0.004	環境庁が定めた目安値 (平成3年10月)	公共用水域 船溜、ドック周辺	0.01	0.01	
別府湾中央	BSt-12	22.8.3	<0.003	<0.004			0.1	0.1	
白杵湾	USt-2	22.7.27	<0.003	<0.004	TBT <sup>+</sup> = 0.891 × TBT塩化物濃度 TPP <sup>+</sup> = 0.908 × TPP塩化物濃度				
		23.1.11	<0.003	<0.004					
津久見湾	TSt-1	22.7.27	<0.003	<0.004					
		23.1.11	<0.003	<0.004					

保護の観点から暫定的に設定した目安値と比較すると、この目安値を超えたところはなかった。

## 2 化学物質の適正管理（PRTR制度）

平成11年7月、有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質管理の改善を促進し、環境の保全上、化学物質による支障が生ずることを未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」が成立した。

化管法で定められたPRTR（Pollutant Release and Transfer Register）制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所外に運び出されたかなどのデータを事業者自らが把握し、都道府県を経由して国に届出を行う仕組みである。届出を受けた国は、事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づいて、排出量・移動量を集計し、公表することとなっている。

平成21年度の排出量等の集計結果は、表4のとおりである。なお、PRTR制度の届出の対象は当初354物質であったが、平成20年度に化管法施行令が改正され、平成22年度分の届出からは462物質となっている。

表4 平成21年度分集計結果（暫定値）

	全国	大分県
届出事業所数（事業所）	38,141	410
物質数（物質）	326	107
排出量（千トン）	176	1.2
移動量（千トン）	176	3.8

## 3 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

### (1) GAP（農業生産工程管理）手法の普及推進

GAP（Good Agricultural Practice以下「GAP」という）手法とは、生産者自らが、食品の安全性の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するための「農業生産工程の管理手法（プロセスチェック手法）」である。

従来の収穫後に検査を行う管理方法（ファ

イナルチェック）に対し、GAPは農作業の各工程を点検・記録する管理方法であり、確実に実施することで環境への配慮及び農産物の安全性を確保することを目指している。

大分県では、平成20年度から県内の主要な生産地・生産者に対し、GAPの導入推進を図っている。

### (2) 農業危害防止等の対策に係る最近の情勢

農業は、農業生産の安定を図る上で重要な資材であるが、その使用方法を誤ると、人畜、水産物への被害や残留による食品、土壌、水質の汚染等、人の健康や生活環境の保全上問題が生じてくる。

このため、農業による危被害の防止には諸般の対策が講じられており、特に農作物、土壌の汚染及び水質の汚濁等で問題のある農業は、農業取締法において使用規制を受けるなど、安全性について厳しい措置がとられている。

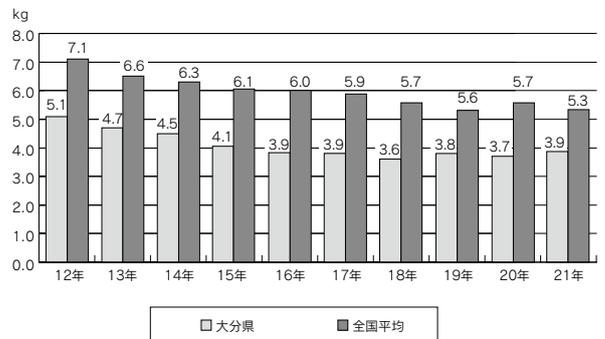
また、農業取締法は、平成14年に無登録農薬販売、使用問題が全国に拡大したことを契機に15年3月に改正、施行され、農薬の使用者が遵守すべき基準が法的に定められた。

さらに、平成18年5月29日には、食の安全に対する対策をより強化することを目的に、食品衛生法で原則全ての農薬に残留基準値が設定され、農薬が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止するポジティブリスト制度が始まった。

県内における単位面積当たりの農薬の使用量は、環境保全型農業の拡大等により、図3iのとおり全国平均より少ないレベルで推移している。

図3i 10a 当たり農薬使用量の推移（大分県と全国平均の比較）

（出荷量で推定。農業要覧（日本植物防疫協会発行）より）



### (3) 化学肥料・化学合成農薬の使用量低減及び農薬安全使用対策

化学肥料・化学合成農薬の使用量低減及び農薬の適正使用、安全使用を図るため、県では以下のとおり対策を実施した。

### ア 農産物認証制度の推進

県下全域を対象に化学肥料、化学合成農薬の低減に取り組んだ。さらに、環境保全型農業を推進するため、平成17年度から化学肥料及び化学合成農薬を3割あるいは5割削減して栽培された県内産の農産物を認証する「e-naおおいた農産物認証制度」を創設し、e-na農産物の生産拡大を推進している。

また、平成21年2月に「大分県有機農業推進計画」を策定・公表し、有機農業の普及拡大に取り組んでいる。

### イ 農薬危害防止運動の実施

農薬による危害を未然に防止するため、6月～8月を農薬危害防止運動期間に定め、ラジオCMやリーフレット等による広報を行うとともに、振興局等関係機関が講習会等において趣旨の徹底を図った。

### ウ 農薬の適正使用指導の実施

農薬使用基準の遵守を図るため、各種研修会を通じて説明するとともに、各地域、各機関での指導の徹底を行った。また、ポジティブリスト制度に対応するため、農家に対する制度の周知徹底を図った。

### エ 防除指導指針の策定

「大分県主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」をインターネットによる検索システムとして公開し、農薬の適正か

つ安全な使用を推進するとともに、関係者へ広く速やかな情報提供を図った。

### オ 大分県農薬指導士の認定

昭和62年度から始まったこの制度は、農薬販売業者、防除業者等の農薬取扱者及び指導者の資質向上と農薬安全使用の促進を図るため、農薬指導士養成研修及び認定試験を実施するものである。

平成22年度は、新たに72名が認定され合計1,280名となった。

### カ 農薬指導取締

農薬販売業者や農薬使用者を対象に、農薬の危害防止や適正流通及び、農薬の適正使用促進を図るため、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の販売、保管管理及び農薬取締法遵守の徹底に努めた。

また、ゴルフ場業者に対しては、「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき農薬使用実績の報告を受けるとともに、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の使用方法や保管管理等について指導を行った。

## 第4節 廃棄物・リサイクル対策

### 第1項 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な利用を進める一方で廃棄物の発生抑制や適正処理などを図り、環境に与える負荷を極力抑えた「循環型社会」への転換を迫られている。

「循環型社会」の実現を目指す国の施策としては、平成7年6月の容器包装リサイクル法制定を皮切りに、基本的枠組みを定めた循環型社会形成推進基本法をはじめ、循環型社会の形成を進める各種法律が制定・施行されている。

本県においては、平成14年3月に大分県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物・リサイクル対策の具体的な施策を示す（現在は平成19年3月に定めた第2次計画期間中）とともに、循環型社会を支えるべき県民・事業者・行政それぞれの責務について言及している。

その責務のキーワードとなる3Rを推進する取組としては、「ごみゼロおおいた推進隊」をはじめとするごみの減量化やリサイクル活動に取り組む県民団体の支援、県内で発生する廃棄物を使用したリサイクル製品の認定、また、マイ箸やマイ容器の利用、食べ残しの削減、さらには、ものを修理して長く大切に使うライフスタイルの普及に向けた啓発等を実施している。

県民の身近な取組として、買い物の際に袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグ」キャンペーンを平成10年度から実施、平成18年度からは「大分県版エコマネー『めじろん』推進事業」として、県内の小売店と連携したスタンプカード方式の実施により運動を展開した。エコマネー『めじろん』が終了する平成20年度には「大分県レジ袋削減検討会議」を設置し、事業者、消費者及び行政等で検討した結果、「県内一斉にレジ袋の無料配布中止を実施すべきである。」との意見をまとめた。これを受けて事業者、消費者団体、市町村及び県が「大分県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年6月からレジ袋の無料配布中止の取組を全県的に開始した。平成23年8月現在、30事業者221店舗が参加し、マ

イバッグ持参率は85%となっている。平成22年度から、レジ袋無料配布中止の取組で生じた収益金を活用し、地域で環境保全活動に取り組む団体の支援や幼児向け環境劇の公演などを実施している。

産業廃棄物については、排出抑制やリサイクルを促進するための経済的手法として、平成17年度から産業廃棄物税を導入している。循環型社会形成のための目的税として最大限の効果を発揮するように、その税収を活用して、適正処理の推進に向けた啓発広報や環境教育を推進するとともに、平成19年度からは産業廃棄物の排出抑制、再生利用を推進するためのリサイクル施設等整備支援事業を実施するなど、各種施策を展開している。

表4-1 循環型社会の形成に向けた法律の施行状況

番号	法律名	完全施行年月	主な内容等
1	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	H12. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装の市町村による分別収集</li> <li>容器の製造・容器包装の利用者による再商品化</li> </ul>
2	循環型社会形成推進基本法	H13. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的枠組み法</li> </ul>
3	資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	H13. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルを推進すべき業種や製品等を指定</li> </ul>
4	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	H13. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃家電を小売業者等が消費者から引取り</li> <li>製造業者等による廃家電の再商品化</li> </ul>
5	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	H13. 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>国等が率先して再生品などの調達を推進</li> </ul>
6	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	H13. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品の製造・加工・販売業者が食品廃棄物等の再生利用を促進</li> </ul>
7	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	H14. 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事の受注者が建築物を分別解体し、建設廃材等を再資源化</li> </ul>
8	使用済み自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	H17. 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係業者が使用済み自動車を引取り、フロンの回収、解体、破砕</li> <li>製造業者等がエアバッグ、シュレッターダストの再資源化、フロンの破壊</li> </ul>

第2項 廃棄物の発生抑制と適正処理

1 廃棄物の発生状況

(1) 一般廃棄物の現況

ア ごみ処理の現況

平成21年度に県内で排出されたごみの量は、表4-2a及び図4-2bのとおり、1日当たり1,138トンと推計され、前年度と比較して1.6%減少している。

このうち、市町村（一部事務組合を含む）が処理したごみは、1日当たり1,032トン（排出量の約91%）となっている。

また、これらのごみを処理するごみ処理施設は、ごみ焼却施設13施設（公称処理能力1,652t/日）、粗大ごみ処理施設5施設（公称処理能力114t/日）、粗大ごみ処理施設以外の資源化を行う施設11施設（公称処理能力310t/日）、ごみ燃料化施設2施設（公称処理能力112t/日）及び埋立処分

地施設15施設（残余容量1,193千m<sup>3</sup>）となっている。

イ し尿処理の現況

平成21年度に県内で排出されたし尿の量は、表4-2c及び図4-2dのとおり、1日当たり、1,199klと推計され、これは前年度と比較して4.0%減となっている。

このうち市町村（一部事務組合を含む）が処理したし尿は、1日当たり、1,175kl（排出量の約98%）となっている。

また、これらのし尿を処理するし尿処理施設は、16施設（公称処理能力1,435kl/日）である。なお、近年水質汚濁防止の観点から、し尿処理施設の放流水の高度処理を行う市町村が増加しており、処理水を公共用水域に放流する16施設のうち15施設が高度処理設備を設けている。

表4-2 a ごみ処理状況の推移

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
計画処理区域内人口(千人)	1,211	1,225	1,219	1,222	1,216	1,214	
計画処理区域内ごみ排出量(t/日)	1,338	1,273	1,291	1,215	1,157	1,138	
ごみ処理量	焼却	1,028	974	966	922	880	861
	埋立	20	61	92	11	6	9
	高速堆肥化	0	0	0	0	3	2
	その他	268	231	140	153	149	160
	計(t/日)	1,316	1,266	1,198	1,086	1,038	1,032
自家処理量(t/日)	8	6	7	4	4	4	
計画処理区域内1人1日あたりごみ排出量(g)	1,105	1,039	1,059	995	951	937	
1人1日あたりごみ排出量(全国値)(g)	1,086	1,131	1,115	1,089	1,033	994	

図4-2b ごみ処理実績内訳

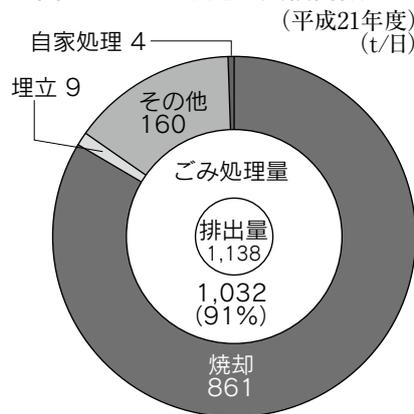
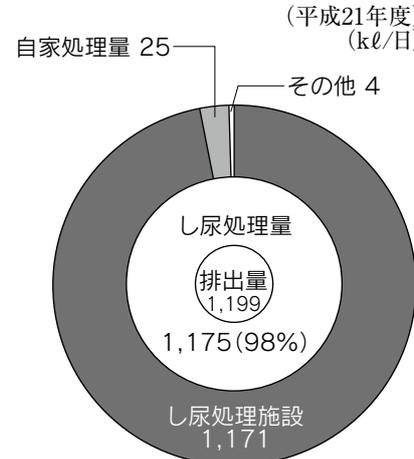


表4-2 c し尿処理状況の推移

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
計画処理区域内人口(千人)	1,211	1,225	1,219	1,222	1,216	1,214	
計画処理区域内し尿排出量(kl/日)	1,237	1,242	1,233	1,217	1,249	1,199	
し尿処理量	し尿処理施設	1,162	1,168	1,182	1,185	1,220	1,171
	海洋投入処分	29	28	16	0	0	0
	農地還元	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	3	4	4	4
	計(kl/日)	1,191	1,196	1,201	1,189	1,224	1,175
自家処理量(kl/日)	46	46	32	28	26	25	
計画人口	下水道人口(人)	393,768	405,520	451,291	427,141	443,798	454,670
	コミュニティプラント(人)	2,447	644	598	608	605	602
	浄化槽(人)	572,962	600,286	561,289	596,946	586,871	581,136
	計(人)	969,177	1,006,450	1,013,178	1,024,695	1,031,274	1,036,408
非水洗化人口(人)	241,554	218,678	205,488	196,816	185,151	177,513	

図4-2d し尿処理実績内訳



ウ 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況  
平成22年度における県内（大分市を除く）の一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理の状況は、表4-2eのとおりである。

表4-2e 一般廃棄物の不法投棄及び苦情処理状況

区分	不法投棄件数		苦情処理件数	
	21年度	22年度	21年度	22年度
ごみ	20	21	25	36
し尿	1	1	6	3
浄化槽			30	20
その他		1	2	2
計	21	23	63	61

(2) 産業廃棄物の現況

平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査によると、平成21年度の本県における産業廃棄物の発生量は7,875千トンと推計され、平成17年度の9,002千トンに比べ12.5%減少している。

また、発生量から有償物量の3,922千トンを除いた排出量は3,953千トンとなっており、平成17年度の3,866千トンに比べ2.3%増加している。

ア 地域別産業廃棄物排出量

排出量を地域別にみると、大分地域が最も多く1,366千トン（34.5%）、次いで臼津大野竹田地域の633千トン（16.0%）、別杵国東由布地域609千トン（15.4%）、日田玖珠地域586千トン（14.8%）、県北地域561千トン（14.2%）、県南地域199千トン（5.0%）となっている。

イ 業種別産業廃棄物排出量

排出量を業種別にみると、建設業が最も多く1,221千トン（30.9%）、次いで農業・林業1,203千トン（30.4%）、製造業754千トン（19.1%）、電気・ガス・熱供給・水道業694千トン（17.6%）となっており、この4業種で3,872千トン（98.0%）となっている。

ウ 種類別産業廃棄物排出量

排出量を種類別にみると、動物のふん尿が最も多く1,199千トン（30.3%）、次いで汚泥1,193千トン（30.2%）、がれき類1,075千トン（27.2%）、木くず112千トン（2.8%）の順になっており、この4種類で3,579千トン（90.5%）となっている。

エ 産業廃棄物の処理状況

産業廃棄物の処理状況は、中間処理により1,342千トン（33.9%）が減量化されており、また、2,523千トン（63.8%）が資源化・再生利用されている。残りの89千トン（2.2%）は最終処分されている。

2 廃棄物の処理体制の整備

(1) 一般廃棄物処理体制の整備

ア 一般廃棄物の広域処理

一般廃棄物の適正な処理を図るため、「大分県ごみ処理広域化計画」に基づき、市町村等におけるごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の設置整備を促進している。

平成22年度における市町村等の一般廃棄物処理施設の整備状況は、表4-2fのとおりであり、施設整備事業が1事業、施設整備に関する計画支援事業が3事業実施された。

イ 一般廃棄物処理施設に係るダイオキシン類排出実態調査

焼却施設の排ガス中のダイオキシンの排出削減は、緊急の課題となっていることから、国では、市町村等が設置しているすべての焼却施設13施設からのダイオキシンの排出濃度、基準への適合状況等について把握を行った。

平成22年度実績については、表4-2gのとおりであり、全ての施設において基準値を下回っている。

表4-2f 市町村等一般廃棄物処理施設整備状況

(平成22年度)

事業主体	事業内容	施設規模	施行年度
別杵速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター更新に係る計画支援事業	—	19～25
中津市	中津市一般廃棄物埋立処分場高上事業	20,000m <sup>3</sup>	22
竹田市	竹田市リサイクルセンター整備事業及び整備に係る計画支援事業	10t/日	21～23
臼杵市	臼杵市ストックヤード整備に係る計画支援事業	—	21～24

表4-2g 平成22年度一般廃棄物焼却施設ダイオキシン類排出実態調査結果（環境省実施）

事業主体	施設名称	炉番号	測定日	排ガス中のダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> N)
豊後高田市	豊後高田市ごみ清掃工場	1	22.9.29	0.011
		2	22.9.30	0.043
国東市	国東市クリーンセンター	1	23.2.1	0.11
		2	23.2.1	0.42
姫島村	姫島村清掃センター	1	22.12.24	4.9
別杵速見地域広域市町村圏事務組合	藤ヶ谷清掃センター	1	22.11.11	0.88
		2	22.11.12	1
		3	22.11.11	0.11
大分市	大分市佐野清掃センター	1	23.1.18	0.0003
		2	23.1.19	0.0012
		3	22.12.21	0.001
	大分市福宗環境センター清掃工場	1	22.11.16	0.039
		2	22.11.17	0.048
		3	23.1.14	0.032
佐伯市	エコセンター蒲江	1	22.9.29	2.8
		2	22.9.30	3.3
	エコセンター番匠	1	22.7.14	0.00031
		2	22.7.13	0.0023
豊後大野市	豊後大野市清掃センター	1	22.8.17	0.68
		2	22.8.18	0.74
日田市	日田市清掃センター	1	22.10.28	1.3
		2	22.10.28	0.86
玖珠九重行政事務組合	玖珠清掃センター	1	22.10.27	0.083
		2	22.10.27	0.043
中津市	中津市クリーンプラザ	1	22.11.30	4.8
		2	22.11.30	2.9
宇佐市	宇佐市ごみ焼却センター	1	22.10.15	0.023
		2	22.10.15	0.5

(2) 産業廃棄物処理体制の整備

産業廃棄物の不法投棄や不適正な処理を防止し、生活環境を保全するためには、監視指導を強化するとともに処理体制を整備する必要があり、行政と業界が一体となって、産業廃棄物排出事業者及び処理業者における処理体制を強化し、施設の整備を促進している。

産業廃棄物処理業者については、業者の技術の向上を図るとともに、産業廃棄物の適正な処理の促進を目的として平成元年8月に発足した「大分県産業廃棄物処理業協会」が、平成3年7月に社団法人化した。

産業廃棄物排出事業者の組織化については、適正処理の推進及び資源化・再生利用の促進に関し、研修、調査研究、情報交換等を行うことを目的として、平成2年9月に「大分県環境保全協議会」が発足した。

また、産業廃棄物処理施設については、

民間による産業廃棄物最終処分場等が、地域住民の理解を得にくいなどの理由から、その設置が困難となってきたため、公共関与により適正処理に必要な最終処分場等を整備することが進められた。最終処分場等の建設・運営主体として、関係市町村をはじめ、大分県環境保全協議会などの民間業者にも出捐を求めて、平成4年12月に「財団法人大分県環境保全センター」が設立され、平成5年3月に厚生大臣から廃棄物処理法に規定する廃棄物処理センターに指定された。

この財団法人大分県環境保全センターで、平成6年11月に破砕プラント、平成7年9月に再生アスファルト合材プラントを設置し、大分建設資材再生プラントとして建設副産物のリサイクルを実施し、産業廃棄物の適正処理及び再生利用のモデル的「実証プラント」として、活動してきたところである。

その後、同業種のプラントが民間企業に

普及し、モデルプラントとしての所期の目的が達成できたことなどから、平成20年3月末で操業を停止し、平成21年3月31日付で解散した。

### 3 産業廃棄物の適正処理の推進

#### (1) 最終処分場対策

最終処分場については、従来、埋立地の面積が、管理型については1,000㎡以上、安定型については3,000㎡以上のものが許可対象施設であったが、廃棄物処理法施行令の改正により、平成9年12月以降設置される施設については、面積にかかわらず全て許可対象施設とされることとなった。また、最終処分場の技術上の基準を定める命令（いわゆる共同命令）が平成10年6月に改正され、施設設置者に対して排出水及び周縁地下水の水質検査の実施、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入を防止するための展開検査の実施などが義務づけられた。

県においては、最終処分場の設置者に対する講習会を開催して、その周知徹底を図るとともに、最終処分場の面積等の測量調査及び排出水等の水質検査を実施して実態を把握し、適正な維持管理の指導に努めている。

最終処分場の水質検査は、平成22年度においては21の処分場について放流水3か所、浸透水18か所及び地下水19か所の調査を実施した。

調査項目は、放流水38項目、浸透水30項目及び地下水26項目であり、すべての最終処分場で基準を超えた項目はなかった。

#### (2) 焼却施設

焼却施設については、平成9年度の「廃棄物処理法」の改正による施設の構造及び維持管理の規制強化とともに、「ダイオキシン類対策特別措置法」が平成12年1月15日に施行され、対象施設での排ガス、集じん灰及び焼却灰の測定が義務づけられた。

#### (3) 廃棄物処理計画

循環型社会を実現するため、廃棄物の減量化を促進し、安全で適正に廃棄物を処理することができるような体制を整備することが大きな課題となっている一方、廃棄物を取り巻く状況は、適正処理するための施設の整備が進まず、悪質な不法投棄等の不適正処分があると絶たないなど極めて厳しい状況となっている。

本県では、産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理法の規定に基づき昭和

50年に第1次の「大分県産業廃棄物処理基本計画」を策定し、以後、昭和61年、平成3年、平成8年と4次にわたり計画を策定し、産業廃棄物の基本方針として、これに基づいて、各種の施策を行ってきたところであるが、平成12年に廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、廃棄物処理法が改正され、一般廃棄物を含めた廃棄物全般に関する処理計画を策定することが必要となり、平成13年度に大分県産業廃棄物処理計画を策定し、平成18年度に第2次大分県産業廃棄物処理計画、平成22年度には第3次大分県産業廃棄物処理計画として改定した。

平成23年度から平成27年度までの5か年を計画期間とする第3次大分県産業廃棄物処理計画は、一般廃棄物及び産業廃棄物の排出及び処理に係る実態調査結果を踏まえ、次の施策を体系的に推進するとともに、新たに「産業廃棄物処理施設の整備方針」を定め、産業廃棄物処理施設の整備の指標としている。

- ①排出抑制、リサイクル等の推進
- ②適正処理の推進
- ③情報公開・相互理解の推進

#### (4) 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

産業廃棄物の不法投棄、不法焼却、不適正保管等の不適正処理は、地域の景観をそこない、自然破壊に繋がる等、県民の快適な生活環境を阻害している。

県内の不法投棄件数及び不法投棄に関する苦情処理件数は、いずれも平成16年度をピークとしてやや減少傾向にあるものの、平成22年度の不法投棄件数は69件と依然、数多く発生しており、憂慮すべき状況である。（表4-2h参照）

このため、県では平成17年度から産業廃棄物監視員を6班12名体制に増員し、排出事業者や処理業者に対して定期的に立入調査を行うとともに不適正保管等に対する指導を行い、不法投棄及び不法焼却等の監視活動を強化している。

併せて、市町村との連携を強化して産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、平成22年度より市町村職員による産業廃棄物処理業者等への立入調査が可能になる、市町村職員の県職員併任制度を実施している。

また、不法投棄・不法焼却を行った業者等は積極的に警察に通報するとともに、産業廃棄物処理業許可の取消処分や業停止処分等の行政処分を行い悪質な業者の排除を図った。

さらに不法投棄を防止するため、県、警察本部、関係業界等により構成する「不法処理

表4-2h 産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情件数（過去5年間）

1 産業廃棄物種類別の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
燃 え 殻	3		1		1	2				1
汚 泥	1	1	2	1		1		1	1	
廃 油						2		1	1	
廃 酸										
廃 アルカリ								1		
廃プラスチック類	20	9	20	19	11	22	19	10	15	13
紙 く ず	2	2	9	5	3		3		3	1
木 く ず	25	13	18	15	10	26	40	7	15	15
織 維 く ず	2	1		1	1	1	2			1
動植物性残さ	3	2		2	2	3	3	2	2	2
動物系固形不要物										
ゴ ム く ず										
金 属 く ず	19	4	12	15	6	12	4	6	10	5
ガラスくず等	8	7	5	2	12	7	6	7	2	10
鋳 さ い							1			
が れ き 類	27	14	12	11	19	19	17	11	14	18
家畜ふん尿	1	5			4	5	16	2	3	4
家畜の死体	1	2	1	1		1	3	1	1	
ば い じ ん										
そ の 他		2					2			
合 計	112	62	80	72	69	101	116	49	67	70

2 地域別産業廃棄物の不法投棄件数及び苦情処理件数（過去5年間）

	不法投棄件数					苦情処理件数				
	H18	H19	H20	H21	H22	H18	H19	H20	H21	H22
国 東 地 域	11	4	5	2	6	6	8	3	9	11
中 央 地 域	21	7	35	10	11	16	7	7	10	11
県 南 地 域	9	8	9	13	9	10	15	12	10	5
大 野 地 域	10	7	7	20	9	18	15	6	9	9
日 田 玖 珠 地 域	30	11	13	10	23	25	12	8	10	23
県 北 地 域	31	25	11	17	11	26	59	13	19	11
合 計	112	62	80	72	69	101	116	49	67	70

※国東=国東/中央=別府・日出・由布/県南=臼杵・佐伯/大野=豊後大野・竹田/日田玖珠=日田・玖珠/県北=中津・宇佐・高田

防止連絡協議会」を各保健所単位に設置するほか、ヘリコプターによるスカイパトロールの実施、県民からの情報提供に対応するため不法投棄110番（097-506-3129）を設置する等して対策を強化している。

4 地域住民の不安解消のための措置

(1) 大分県産業廃棄物適正化条例の運用

産業廃棄物の処理施設の設置に当たり、設置予定者は「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、県へ事前協議を行

うとともに、関係地域住民への説明会を開催することが義務づけられている。

また、県外産業廃棄物の無秩序な流入により、県内産業廃棄物の適正処理に支障が生じるおそれがあるため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づく事前協議と環境保全協力金の制度を適正に運用して、適正処理の確保と住民の生活環境の保全に努めることにしている。

### 第3項 バイオマス等の循環資源の利活用

#### 1 大分県のバイオマス利活用計画について

本県では、県や市町村、事業者、県民が目指すべきバイオマスの利活用計画として平成16年10月に「大分県バイオマス総合利活用マスタープラン」を策定した。

このプランは2010年（平成22年度）を目標年に、県民総参加による「ごみゼロおおい作戦」の地域づくり運動など様々な取り組みとともに地域のバイオマスを利活用して豊かで安心、活力、発展する循環型社会づくりを目指したものである。

その後、平成17年11月には新環境基本計画を策定し、2015年（平成27年度）を達成年として目標を設定し、各目標の達成に向け、それぞれの部門において取り組むこととしている。平成22年度（計測値は21年度）における進捗状況については下表のとおりである。

#### 【環境指標】

指標項目	単位	現状 H21	目標	
			H22	H27
廃棄物系バイオマス利用率	%	78.5	91	93
未利用バイオマス利用率	%	62.3	76	81
エネルギー利用量(石油換算)	万kl	4.6	5.1	5.6

#### 2 プランの主な取り組み

##### (1) 地域資源の総合的な利活用の推進状況

国は市町村が自らバイオマスの利活用構想を樹立する「市町村バイオマス活用推進計画」の策定を推進している。

大分県では現在、日田市、宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、杵築市がバイオマスタウンに認定されており、今後も、市町村バイオマス活用推進計画策定に取り組む市町村を支援する予定である。

日田市は日田市バイオマス資源化センターの設置や日田ウッドパワー、フォレストエナジー 日田の設立により、家畜排せつ物（豚糞）、集落排水汚泥、生ごみ、焼酎かすのメタン発酵化 や製材残材、杉パーク等を燃料化・木質チップ化すること等により、バイオマス資源の利活用を進めている。

原油価格が高騰しているため、農業生産での化石燃料に代わる代替燃料が求められており、特に施設園芸用での木質系燃料ボイラーやRPF（古紙、廃プラスチックなどを原料とした 固形燃料）を燃焼させる加温機の試験や石油ボイラーの代替が検討されている。

##### (2) 産・学・官・県民連携による利活用の推進状況

ア 産学官の88団体で構成する「大分県新エネルギー産業化研究会」では、バイオマスや太陽光等の新エネルギー分野での事業化を目指し、県内企業が中心となり設置された各ワーキンググループにおいて、それぞれの課題に対し検討を進めている。平成22年度は、バイオディーゼル燃料の製造・利用についての課題や問題点について県内の製造者や利用者による意見交換会を開催した。

イ 家畜用飼料の高騰対策として、県内食品製造事業所等で発生する食品残渣の飼料化について、行政・試験研究機関・産業廃棄物処理業者・実証農家（養豚）を構成員とし、実証試験を実施。配合飼料と比較して増体や肉質に影響はなく、既に実用化されている。

ウ 佐伯市や竹田市などにおいて、廃食用油をリサイクルして精製したBDF（バイオディーゼル燃料）を石油の代替として公用車等で利用するなど、環境にやさしい循環型社会の実現を目指し、行政や市民等が連携して取り組んでいる。

